神奈川県

令和8年10月8日
記者発表資料

令和８年財務監査（定期監査）等の結果について

監査委員は、県機関544か所について、令和8年1月から同年9月まで財務監査（定期監査）及び行政監査を実施し、その結果を「令和8年財務監査（定期監査）等結果報告書」としてまとめ、本日、議会及び知事等に提出しました。報告書の概要は次のとおりです。（出先機関350か所のうち令和8年4月までに実施した93か所の監査結果については、中間結果として同年7月13日に記者発表済みですが、今回の報告は全ての期間を対象にまとめています。）

１　令和８年財務監査（定期監査）等の結果

監査の結果、県機関544か所（本庁機関194か所、出先機関350か所）のうち146か所で、210件の不適切事項（うち既報告36件）及び16件の要改善事項が認められました。

指摘事項が認められた箇所の局等別内訳及び不適切事項の項目別内訳は、別添報告書（P４及びP５）のとおりです。

実施箇所数	指摘事項が認められた箇所		内訳			
			不適切事項注記1		要改善事項注記2	
	箇所数注記３	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
544	146	226	136	210	16	16

（参考）　令和7年財務監査（定期監査）等の結果

543	168	252	166	246	6	6

注記1　不適切事項とは、「法令等に違反するもの」「不経済な行為又は損害が生じているもの」「事務処理等が適切を欠くもの」などに該当するものです。

注記2　要改善事項とは、「経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要なもの」「事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要なもの」に該当するものです。

注記3　不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しない場合があります。

２　不適切事項の概要

⑴　不適切事項は210件で、令和７年監査に比べて36件減少し、２年連続の減少となっています。

⑵　事務の項目別の内訳では、「契約」が51件で最多となっています。

⑶　別添報告書（P８～P25）において、不適切事項のうち、特記すべき事案や、複数の機関で認められた事案を原因とともに示しました。

なお、主な事案は次のとおりです。

対象外の経費を含めていたため工事の変更契約額が過大であったもの

企茅第27号茅ヶ崎市松尾４番付近配水管改良工事（概数設計）の変更設計額の積算に当たり、変更で追加した基準点の保全測量等の費用について、現場管理費及び一般管理費等は積算対象外であるにもかかわらず、これを含めていたため、変更後の設計額（124,916,000円）が572,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（126,327,300円）が561,000円過大であった。

（報告書 P10参照）（企業庁 茅ケ崎水道営業所）

建設発生土処分料の適用単価を誤ったため工事の変更契約額が過小であったもの

令和６年度防災砂防工事（ゼロ県債）（その１）の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（41,679,000円）が726,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（38,753,000円）が675,400円過小であった。

（報告書 P11参照）（県土整備局 平塚土木事務所）

消滅時効援用により普通財産の貸付料相当額の一部が徴収できなかったもの

公共下水道管（延長785.95m）及びガス管（延長11.00m）等に係る普通財産（土地）の貸付契約について、事業者が貸付申請せずに設置していることを設置から最長で40年以上経過した令和６年11月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく貸付契約前の期間に係る貸付料相当額19,893,344円のうち14,311,278円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。

（報告書 P14参照）（総務局 財産経営部 財産経営課）

４月１日からの業務委託の契約締結を５月以降に行っていたもの

精神科病院入院者支援事業（横須賀・三浦圏域）業務委託契約ほか５件（契約額計45,774,000円、契約期間：令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）について、契約期間の開始日が令和７年４月１日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年５月以降に締結していた。

（報告書 P15参照）（健康医療局 保健医療部 がん・疾病対策課）

３　要改善事項の概要

要改善事項は16件で、令和７年監査に比べて10件増加しました。内訳は、「経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案」が14件、「事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案」が２件となっています。詳細は別添報告書（P26～P29）のとおりです。

⑴　経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

ア　ＥＴＣマイレージサービスの登録に関する件（13か所）（下記参照）

イ　口座振替案内書の通知方法に関する件（報告書　P28参照）

なお、主な事案の概要は次のとおりです。

ＥＴＣマイレージサービスの登録に関する件

政策局、総務局、くらし安全防災局、環境農政局、健康医療局、県土整備局、企業庁、教育委員会及び警察本部に属する22所属において、公用車による高速自動車国道等利用のために保有するＥＴＣカード55枚について、ＥＴＣマイレージサービスのポイント還元が見込めるにもかかわらず、制度の理解が十分ではなかったことなどから、ＥＴＣマイレージサービスに登録していなかった。

（報告書 P26参照）（政策局 知事室、総務局 財政部 税制企画課、くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課、くらし安全防災局 防災部 消防保安課、環境農政局 脱炭素戦略本部室、健康医療局 動物愛護センター、県土整備局 河川下水道部 砂防課、県土整備局 厚木土木事務所東部センター、県土整備局 厚木土木事務所津久井治水センター、県土整備局 住宅営繕事務所、企業庁 総務室、教育委員会 生涯学習部 文化遺産課、警察本部 総務部 会計課）

⑵　事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

ア　ＥＴＣマイレージサービスの登録（周知）に関する件（２か所）

（報告書　P29参照）

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課
課長　　髙橋　　電話 045-285-5053
副課長　新井　　電話 045-285-5054

別添

令和８年財務監査（定期監査）等結果報告書

神奈川県監査委員

本報告書は、神奈川県監査委員監査基準に準拠し、令和８年に実施した財務監査（定期監査）及び行政監査の結果に関する報告である。財務監査（定期監査）及び行政監査の結果については、既に出先機関の一部について結果に関する報告を決定して提出及び公表しているところであるが、今般、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第１項、第２項及び第４項の規定に基づいて監査を実施した上記以外の出先機関及び本庁機関についても結果に関する報告を、同条第９項及び第12 項の規定に基づき、合議により次のとおり決定した。ただし、同法第199 条の２の規定に基づき、本庁機関のうち、議会局については監査委員長田進治及び監査委員近藤大輔を、監査事務局については監査委員大竹准一を、それぞれ監査の実施及び結果の合議から除いている。

本報告書は、既報告のものと合わせて１年分を取りまとめたものであり、同法第 199 条第９項の規定に基づき、これを議会及び知事並びに関係する委員会又は委員に提出するとともに公表する。

令和８年10 月８日

神奈川県監査委員　大　竹　准　一

同　吉　川　知 惠 子

同　中　家　華　江

同　長　田　進　治

同　近　藤　大　輔

目次

第１　監査の種類 …… 1
第２　監査の対象 …… 1
　１　財務監査（定期監査） …… 1
　２　行政監査 …… 1
第３　監査の着眼点 …… 1
第４　監査実施箇所数 …… 1
第５　監査実施期間 …… 2
第６　監査の実施内容 …… 2
　１　財務監査（定期監査） …… 2
　２　行政監査 …… 2
第７　監査の結果 …… 3
　１　監査結果の概要 …… 3
　　⑴　本庁機関及び出先機関別内訳 …… 3
　　⑵　局等別内訳 …… 4
　２　不適切事項 …… 5
　　⑴　特記すべき事案 …… 8
　　⑵　複数の機関で認められた事案 …… 23
　３　要改善事項 …… 26
　　⑴　経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案 …… 26
　　⑵　事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案 29
　４　箇所別の監査結果 …… 30
　　⑴　不適切事項又は要改善事項が認められた箇所 …… 30
　　⑵　不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所 …… 79

第１　監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

第２　監査の対象

１　財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

２　行政監査

事務の執行（１に定める監査の対象を除く。）

第３　監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第４　監査実施箇所数

監査を実施した県機関は544か所で、その内訳は本庁機関194か所、出先機関350か所（令和８年４月１日に地方独立行政法人への移行により、県機関ではなくなった１か所を含む。）である。また、監査の実施方法別の内訳は、監査（甲）232 か所、監査（乙）312か所（うち書面調査159か所）である。

なお、出先機関350か所のうち、令和８年４月24日までに結果を取りまとめた93か所については、監査の結果に関する報告を、令和８年７月 13 日に議会、知事等に提出するとともに、同日付けで公表しており、本報告書では「既報告」と表記している。

区分	対象箇所	実施箇所			
		監査（甲）	監査（乙）		計
				うち書面	
	か所	か所	か所	か所	か所
本庁機関	194	182	12	0	194
出先機関	350	50	300	(159)	350
重点所属	16	16	0	0	16
大規模所属	13	10	3	0	13
中規模所属	63	11	52	0	63
小規模所属	7	1	6	(1)	7
業務定型的所属	251	12	239	(158)	251
計	544	232	312	(159)	544

（注）１　監査（甲）は監査委員による実地調査、監査（乙）は書記（事務局職員）による実地調査又は書面調査（学校、警察署などの業務定型的所属）を実施している。

２　出先機関については、予算の規模などにより区分し、原則として、地域県政総合センターなどの重点所属は毎年、総合防災センターなどの大規模所属は隔年、職業技術校などの中規模所属は３年ごと、食肉衛生検査所などの小規模所属は４年ごとなどのサイクルで監査（甲）を実施することとしている。

第５　監査実施期間

令和８年１月 13 日から令和８年９月 30 日まで

出先機関：　令和８年１月 13 日から同年９月 30 日まで
（職員調査は、令和７年 12 月１日から令和８年７月 10 日まで実施）

本庁機関：　令和８年７月 17 日から同年９月 30 日まで
（職員調査は、令和８年５月 13 日から同年８月 18 日まで実施）

第６　監査の実施内容

１　財務監査（定期監査）

令和７年度の事務事業を対象として、次の各事項について監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

⑴　予算執行の適否
⑵　収入の適否
⑶　支出の適否
⑷　会計事務処理の適否
⑸　契約締結手続及び履行の適否
⑹　課税徴収事務の適否
⑺　工事執行の適否
⑻　補助金その他財政的援助の適否
⑼　現金及び有価証券の出納保管の適否
⑽　財産の取得、管理及び処分の適否
⑾　庶務事務執行の適否
⑿　その他必要と認める事項

２　行政監査

１の監査と併せて、次の各事項についても監査を実施した。

⑴　事務事業執行の適否
⑵　組織及び執行体制の当否
⑶　その他必要と認める事項

第７　監査の結果

１　監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が226件認められ、その内訳は、不適切事項210件（うち既報告36件）、要改善事項16件である。

⑴　本庁機関及び出先機関別内訳

指摘した226件の本庁機関及び出先機関別の内訳は次のとおりである。

指摘事項区分	令和８年監査			令和７年監査			比較増減		
	本庁機関	出先機関	計	本庁機関	出先機関	計	本庁機関	出先機関	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件
不適切事項	64	146	210	75	171	246	△11	△25	△36
要改善事項	11	5	16	3	3	6	8	2	10
計	75	151	226	78	174	252	△3	△23	△26

（注）　指摘事項は、「不適切事項」と「要改善事項」に区分される。

１　「不適切事項」は、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるもの

⑴　法令等に違反すると認められる事案

⑵　予算目的に反していると認められる事案

⑶　不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案

⑷　事務処理等が適切を欠くと認められる事案

２　「要改善事項」は、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるもの

⑴　経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

⑵　事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

⑵ 局等別内訳

指摘した226件の局等別の内訳は次のとおりである。

局等	実施箇所数	指摘事項が認められた箇所		内訳			
				不適切事項		要改善事項	
		箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
	か所	か所	件	か所	件	か所	件
政策局	20 (8)	8	14	7	13	1	1
総務局	26 (15)	8	14	7	12	2	2
くらし安全防災局	8 (3)	4	6	3	4	2	2
文化スポーツ観光局	7 (2)	4	5	4	5	0	0
環境農政局	29 (16)	7	13	6	12	1	1
福祉子どもみらい局	25 (14)	14	20	14	20	0	0
健康医療局	27 (17)	11	20	11	19	1	1
産業労働局	19 (11)	1	1	1	1	0	0
県土整備局	36 (15)	16	26	14	21	5	5
会計局	2 (0)	2	2	1	1	1	1
企業庁	28 (17)	15	29	14	28	1	1
議会局	4 (0)	0	0	0	0	0	0
教育委員会	193 (178)	49	64	48	63	1	1
各委員会等	9 (0)	0	0	0	0	0	0
公安委員会（警察本部）	111 (54)	7	12	6	11	1	1
計	544 (350)	146	226	136	210	16	16

（注）1　実施箇所数の（　）は、出先機関数で内数である。

2　実施箇所数について、政策局には地域県政総合センターを含めている。

3　不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しない場合がある。

２　不適切事項

＜件数の状況＞

不適切事項は210件で、令和７年監査に比べて36件減少し、２年連続の減少となっている。

不適切事項の内容は、後記「４　箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務を項目別に整理すると次表のとおりである。「契約」の項目が51件と７年連続で最も件数が多くなったが、前年より48件減少した。一方で、「工事」の項目は28件と前年より25件増加した。

（監査実施箇所数　　令和８年：544か所、令和７年：543か所）

項目		令和８年監査		令和７年監査		件数比較増減	対前年比率
		件数	構成率	件数	構成率		
		件	%	件	%	件	%
財務監査		192	91.4	234	95.1	△42	82.1
	予算執行	6	2.9	17	6.9	△11	35.3
	収入	11	5.2	14	5.7	△3	78.6
	支出	45	21.4	52	21.1	△7	86.5
	会計事務処理	2	1.0	0	0.0	2	皆増
	契約	51	24.3	99	40.2	△48	51.5
	課税徴収	0	0.0	1	0.4	△1	皆減
	工事	28	13.3	3	1.2	25	933.3
	補助金	3	1.4	2	0.8	1	150.0
	現金・有価証券	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	財産	34	16.2	31	12.6	3	109.7
	庶務	4	1.9	5	2.0	△1	80.0
	その他	8	3.8	10	4.1	△2	80.0
行政監査		18	8.6	12	4.9	6	150.0
	事務事業	16	7.6	9	3.7	7	177.8
	組織・執行体制	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他	2	1.0	3	1.2	△1	66.7
計		210	100.0	246	100.0	△36	85.4

（注）　構成率は、小数点第２位以下を四捨五入しているため集計しても計と一致しない場合がある。

＜概要＞

◎　財務監査

○　不適切事項が最も多かった「契約」の項目では、

・　履行確認に当たり、検査調書等を作成していなかったもの

・　契約の締結時期が適切でなかったもの

が多数見受けられた。

また、契約の手続に関して、

・　契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していたもの

・　契約書の内容が適切でなかったもの

も複数見受けられた。

○　次に不適切事項が多かった「支出」の項目では、支払期限までに支払を行っていなかったものが多数見受けられ、遅延利息等が発生していた事案も見受けられた。

○　それ以外の項目では、

・　「工事」の項目：工事の設計額又は変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたことなどにより、変更設計額又は変更契約額が過大又は過小となっていたもの

・　「財産」の項目：物品の出納に係る手続などを行っていなかったものや、行政財産等の使用許可等を長期間行わなかったため、消滅時効の援用により請求額の一部が徴収できなかったもの

が多く見受けられた。

また、「収入」の項目では、国費に係る請求書等を紛失し、必要な処理を行わなかったことにより、令和６年度中の収入ができず、令和７年度の収入となり、収入まで１年近い期間を要していた事案、

「その他」の項目では、謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税の納付に当たり、法定納期限内に納付を行っていなかった事案があった。

◎　行政監査

○　「事務事業」の項目で、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかった、また、同法施行令に定める期間内に処分の委託を行っていなかったもの、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物管理票の交付等状況の報告を行っていなかったものが複数見受けられた。

＜所見＞

○　不適切事項の多くは、各所属において進行管理や確認を確実に行っていれば防止できたものであり、前年より減少したものの、依然として200件を超えている状況は非常に憂慮される事態であることから、改めて各所属においては、根拠法令等の再確認を行うとともに、事務処理体制の点検を行い、未然防止策の徹底を図る必要がある。

○　特に、国費に係る請求書等の紛失により収入まで１年近い期間を要していた事案については、今後、再発防止策が実効的に機能し続けるよう厳正な運用に努め、事務処理の不備による同様の事案の未然防止を徹底する必要がある。

○　また、不適切事項のうち、支払期限の超過の事案は一番多い39か所で見受けられたが、その中には、支払手続において口座情報の誤りなどによる振込不能に伴う組戻し手数料が発生しているものもあった。

　なお、１件当たりの組戻し手数料が少額であるため不適切事項としていないものまで含めると、令和７年度における振込不能は県全体で2,000件以上、手数料の総額は約88万円にのぼっており、所属における入力誤りも一定程度発生していることから、各所属において改めてチェック体制の強化を図るなど、適正な事務の執行を徹底する必要がある。

(1) 特記すべき事案

不適切事項210件のうち、次の基準に該当する事項を特記すべき事案として、以下に整理した。

項　　目	件数等	ページ
ア　金額的に特記すべき事案	—	P9
(ｱ)　過大支出又は収入不足の指摘でその規模が５万円以上のもの	10件	P9
(ｲ)　支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの	14件	P11
(ｳ)　上記(ｱ)又は(ｲ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの	５件	P13
(ｴ)　財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの	３件	P14
(ｵ)　契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの	11件	P14
イ　内容的に特記すべき事案	—	P16
(ｱ)　法律・規則（政省令及び条例を含む。）違反のもの	—	P16
a　同一箇所で異なる法律・規則違反が３件以上あったもの	３か所	P16
b　同一箇所で同一の法律・規則違反が３件以上あったもの	延べ9か所	P17
c　法律・規則違反の状態が１年以上継続しているもの	18件	P19
(ｲ)　予算目的に著しく反しているもの	該当なし	P21
(ｳ)　事務処理等が著しく不適切なもの	—	P21
a　法定期限はないが事務処理の遅延が１年以上にわたるもの	該当なし	P21
b　県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの	該当なし	P21
c　県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの	該当なし	P22
d　業者等への支払の期限を６月以上超過しているもの	該当なし	P22
e　上記のほか、故意又は重大な過失が認められるもの	該当なし	P22
f　その他	２件	P22

ア　金額的に特記すべき事案

⑴　過大支出又は収入不足の指摘でその規模が５万円以上のもの

ａ　収入

○　建物等の撤去に伴う行政財産使用許可の変更による徴収済み使用料（１件、348,503円）の一部還付に当たり、変更後の使用料を116,862円とすべきところ、撤去した建物等に係る使用許可日数等を誤り、59,784円と算定したため、還付額が57,078円過大であった。

（警察本部　宮前警察署　P77）

ｂ　契約

○　先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の印刷（契約額63,877円）について、刷り込む公印印影の拡大、縮小及びその他加工をしないことを仕様書に明記せず、総務局組織人材部文書課から貸与された、誤った大きさの「神奈川県知事印」の押印紙を受注者に引き渡したため、受注者が縮小して刷り込み印刷を行ったことから、当該受給者証の再印刷が必要となった。これにより、57,200円の追加費用が発生していた。

（健康医療局　保健医療部がん・疾病対策課　P46）

○　川崎図書館相模原書庫資料ＩＣタグ貼付等業務委託契約（契約額11,808,060円）について、ＩＣタグ貼付作業数量が概算に基づく契約であるにもかかわらず、契約で精算を行う旨の条項を設けずに作業実数よりも多い概算数に基づく契約金額を支払ったため、支払額が111,826円過大であった。

（教育委員会　川崎図書館　P66）

ｃ　工事

○　令和６年度交通安全施設等整備工事県単（その１）の変更設計額の積算に当たり、道路照明灯の建て替えに伴い製作した多目的照明柱の費用について、共通仮設費及び現場管理費は積算対象外であるにもかかわらず、これを含めていたため、変更後の設計額（112,442,000円）が2,728,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（101,197,800円）が2,455,200円過大であった。［既報告］

（県土整備局　藤沢土木事務所　P52）

○　企鎌第42号鎌倉市台２丁目16番付近配水管改良工事（概数設計）の変更設計額の積算に当たり、官民境界点の復元測量等の費用について、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に係る率計算は積算対象外であるにもかかわらず、これを含めるなどしていたため、変更後の設計額（69,179,000円）が583,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（63,600,900円）が535,700円過大であった。

（企業庁　鎌倉水道営業所　P59）

○　企茅第27号茅ヶ崎市松尾４番付近配水管改良工事（概数設計）の変更設計額の積算に当たり、変更で追加した基準点の保全測量等の費用について、現場管理費及び一般管理費等は積算対象外であるにもかかわらず、これを含めていたため、変更後の設計額（124,916,000円）が572,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（126,327,300円）が561,000円過大であった。

（企業庁　茅ケ崎水道営業所　P60）

○　企平第４号平塚市四之宮１丁目７番付近配水管改良工事（概数設計）（ゼロ県債）の変更設計額の積算に当たり、建設発生土処分料について、工事設計積算システムにおける変更前の単価に係る数量をゼロとした上で、変更後の単価に変更後の数量を乗じて算出すべきところ、誤ってこの金額に、変更前単価の数量をゼロにしないまま、変更前の単価に変更後の数量を乗じた金額を加えていたため、変更後の設計額（133,837,000円）が627,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（129,988,100円）が609,400円過大であった。

（企業庁　平塚水道営業所　P61）

○　企大第20号大和市西鶴間２丁目10番付近配水管改良工事（概数設計）の変更設計額の積算に当たり、道路の舗装工事に伴い一時的に撤去した基準点復元測量等の費用について、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に係る率計算は積算対象外であるにもかかわらず、これを含めていたため、変更後の設計額（96,195,000円）が671,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（87,457,700円）が610,500円過大であった。［既報告］

（企業庁　大和水道営業所　P62）

d　財産

○　東日本旅客鉄道株式会社に対する河川法の規定による土地の占用許可７件について、使用料の算定を誤ったことにより、６件、1,885,680円を過大に徴収しており、１件、325,920円が徴収不足であった。その結果、還付加算金が計38,800円発生していた。

（県土整備局　平塚土木事務所　P51）

e　行政監査

○　公印の印影刷り込みについて、健康医療局保健医療部がん・疾病対策課（以下「がん・疾病対策課」という。）から先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の印刷のために申請された特殊公印の「神奈川県知事印(小)」を押印紙に押印して施行すべきところ、「神奈川県知事印」を押印紙に押印して施行していた。その後、がん・疾病対策課において印影の誤りに気がつかないまま印刷が行われたため、当該受給者証の再印刷が必要となり、57,200円の追加費用が発生する結果となった。

（総務局　組織人材部文書課　P34）

⑷ 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

a 工事

○ 令和６年度農村振興総合整備事業早川春日原地区道路改良工事の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（16,027,000円）が121,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（14,905,000円）が110,000円過小であった。

（政策局　県央地域県政総合センター　P31）

○ 令和６年度防災砂防工事（ゼロ県債）（その１）の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（41,679,000円）が726,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（38,753,000円）が675,400円過小であった。

（県土整備局　平塚土木事務所　P51）

○ 令和６年度交通安全施設等整備工事 県単（その２）の変更設計額の積算に当たり、週休２日制確保モデル工事実施要領に基づき、月単位の週休２日を達成した旨の報告を受注者から受けていたにもかかわらず、達成状況に応じた経費補正をしていなかったため、変更後の設計額（75,482,000円）が803,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（67,164,900円）が713,900円過小であった。

（県土整備局　平塚土木事務所　P51）

○ 令和６年度災害復旧工事公共 災害復旧工事県単 河川改修工事県単 合併ほか１件の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（計134,970,000円）が165,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（計133,053,800円）が161,700円過小であった。［既報告］

（県土整備局　県西土木事務所小田原土木センター　P53）

○ 県営伊勢原峰岸団地公営住宅解体除却工事（２期）の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用するなどしていたため、変更後の設計額（124,597,000円）が253,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（113,280,200円）が229,900円過小であった。

（県土整備局　住宅営繕事務所　P55）

○　企相第１号相模原市中央区淵野辺４丁目４番付近配水管改良工事（概数設計）（ゼロ県債）公共の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（100,595,000円）が143,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（92,062,300円）が130,900円過小であった。［既報告］

（企業庁　相模原水道営業所　P57）

○　企津第22号相模原市緑区千木良1240番地付近配水管改良工事（概数設計）ほか２件の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（計100,309,000円）が143,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（計92,237,200円）が132,000円過小であった。［既報告］

（企業庁　津久井水道営業所　P58）

○　企鎌第５号鎌倉市梶原３丁目11番付近配水管改良工事（概数設計）（ゼロ県債）ほか５件の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用するなどしていたため、変更後の設計額（計345,257,000円）が660,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（計319,067,100円）が602,800円過小であった。

（企業庁　鎌倉水道営業所　P59）

○　企藤第102号藤沢市湘南台２丁目７番付近配水管改良工事（概数設計）（ゼロ県債）ほか１件の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（計136,356,000円）が319,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（計133,591,700円）が312,400円過小であった。

（企業庁　藤沢水道営業所　P59）

○　企厚第102号伊勢原市鈴川46番地付近配水管布設工事（ゼロ県債）ほか５件の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用するなどしていたため、変更後の設計額（計343,926,000円）が429,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（計326,463,500円）が397,100円過小であった。

（企業庁　厚木水道営業所　P61）

○　酒系第103号三保ダム流芥処理施設更新工事の変更設計額の積算に当たり、当初設計の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生

土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って当初設計時点の単価を適用していたため、変更後の設計額（127,138,000円）が297,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（115,694,700円）が270,600円過小であった。

（企業庁　酒匂川水系ダム管理事務所　P63）

b　財産

○　東日本旅客鉄道株式会社に対する河川法の規定による土地の占用許可７件について、使用料の算定を誤ったことにより、６件、1,885,680円を過大に徴収しており、１件、325,920円が徴収不足であった。その結果、還付加算金が計38,800円発生していた。【再掲】

（県土整備局　平塚土木事務所　P51）

○　寒川町に対する令和７年度の普通資産（寒川町学校給食センター用地、4,447.32㎡）の有償貸付け（貸付料2,949,499円）に当たり、町が所有する建物の底地について、消費税の課税取引に該当するものと誤認し、神奈川県公営企業固定資産管理規程の規定に反し、消費税及び地方消費税相当額を貸付料に含めていた。これにより、貸付料１件、169,515円を過大に徴収していた。

（企業庁　財務部財産管理課　P56）

c　庶務

○　令和７年度神奈川県いじめ防止対策調査会の委員報酬の支払に当たり、所得税及び復興所得税について給与所得の源泉徴収税額表の月額表を適用すべきところ、令和７年４月から令和８年３月までの源泉徴収額11名分、877,620円について、いずれの月においても誤って日額表を適用したことにより、686,149円を過大に徴収していた。

（教育委員会　支援部学校支援課　P65）

(ｳ)　上記(ｱ)又は(ｲ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの（契約手続に関するものを除く。）

a　予算執行

○　福祉子どもみらい局に属する出先機関９施設に係る令和７年４月支払分の電力料金10,845,824円のうち4,313,806円について、令和７年３月31日までの期間において供給を受けたものであるため、令和６年度予算で支出すべきところ、令和７年度の電力需給契約（契約期間：令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）に基づき、令和７年度予算により支出していた。

（福祉子どもみらい局　総務室　P41）

b　支出

○　令和７年度介護職員等に対する喀痰吸引等研修事業委託契約（契約額6,537,300円）に係る上半期分の概算払額3,268,650円の支払について、契約に定める期日までに支払を行っていなかった。

（福祉子どもみらい局　福祉部障害福祉課　P42）

○　病床機能分化・連携促進事業委託契約（契約額3,267,000円）に係る概算払額3,267,000円について、契約に定める期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息１件、3,800円を支払っていた。

（健康医療局　保健医療部医療企画課　P46）

○　令和７年度盛土規制法関連業務委託（公共）その１盛土規制法関連業務委託（県単）その１合併既存盛土等の基礎調査業務委託契約（契約額28,490,000円）に係る前払金8,540,000円について、契約に定める期限までに支払を行っていなかった。また、令和７年10月分の携帯電話料金４件、200,477円について、支払期限までに支払を行っていなかった。

（県土整備局　事業管理部県土整備経理課　P49）

○　令和７年度神奈川県いじめ防止対策調査会の委員報酬11名分、3,420,000円について、附属機関の委員その他の構成員の報酬等に関する条例に定める期日に支給すべきところ、令和７年４月から令和８年３月までのいずれの月においても期日に支給していなかった。

（教育委員会　支援部学校支援課　P65）

(ｴ)　財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

○　公共下水道管（延長785.95m）及びガス管（延長11.00m）等に係る普通財産（土地）の貸付契約について、事業者が貸付申請せずに設置していることを設置から最長で40年以上経過した令和６年11月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく貸付契約前の期間に係る貸付料相当額19,893,344円のうち14,311,278円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。

（総務局　財産経営部財産経営課　P35）

○　個室ブースほか３点（台帳価格計4,411,000円）の管理に当たり、一つの物品として備品台帳に登録すべきところ、個々に独立した物品として備品台帳に登録していた。

（総務局　財産経営部庁舎管理課　P36）

○　購入により取得した収納庫８台（価格計2,812,392円）について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。

（教育委員会　山北高等学校　P74）

(ｵ)　契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

○　令和７年度横須賀合同庁舎空調設備保守運転及び庁舎設備保守修理業務委託ほか１件（契約額計12,399,200円）について、平成20年３月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える競争入札であったにもかかわら

ず、契約結果を公表していなかった。

（政策局　横須賀三浦地域県政総合センター　P31）

○　神奈川県児童精神科医育成寄付講座寄付金（寄付金額20,000,000円）について、支出負担行為の決裁を受けずに寄付申込を行っていた。

（福祉子どもみらい局　子どもみらい部子ども家庭課　P41）

○　給食調理業務委託（契約総額157,410,000円、契約期間：令和５年４月１日から令和８年３月31日まで）について、給食調理作業等に係る業務と給食材料等の調達に係る業務を一体とする内容の契約であるにもかかわらず、給食材料等の調達に係る業務の費用を予定価格及び契約金額に反映しないまま、入札及び契約を行っていた。［既報告］

（福祉子どもみらい局　子ども自立生活支援センター　P44）

○　庁舎警備業務委託契約（契約総額42,317,550円、契約期間：令和７年４月１日から令和10年３月31日まで）について、誤った業務従事時間が記載された仕様書を添付して入札を実施していた。また、変更設計額の積算に当たり、当初設計に引き続き、変更設計においても当該業務従事時間に基づき積算を行ったことなどにより、変更後の設計額（50,985,097円）が679,082円過大であった。［既報告］

（福祉子どもみらい局　子ども自立生活支援センター　P44）

○　精神科病院入院者支援事業（横須賀・三浦圏域）業務委託契約ほか５件（契約額計45,774,000円、契約期間：令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）について、契約期間の開始日が令和７年４月１日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年５月以降に締結していた。

（健康医療局　保健医療部がん・疾病対策課　P46）

○　令和７年度道路災害防除工事県単（その３）樹木管理業務委託（契約額75,792,200円、契約期間：令和７年４月１日から同年10月31日まで）の締結に当たり、契約日が同年４月２日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。［既報告］

（県土整備局　県西土木事務所小田原土木センター　P53）

○　令和７年度６月～９月分超高塩基度ポリ塩化アルミニウムの購入（単価契約、概算総価額57,200,000円）について、一般競争入札により落札者の決定を行った場合に神奈川県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程により必要とされる契約の相手方に係る公示を同規程に定める期日までに行っていなかった。

（企業庁　寒川浄水場　P62）

○　川崎図書館相模原書庫資料ＩＣタグ貼付等業務委託契約（契約額11,808,060円）について、ＩＣタグ貼付作業数量が概算に基づく契約であるにもかかわらず、契約で精算を行う旨の条項を設けずに作業実数よりも多い概算数に基づく契約金額を支払ったため、支払額が111,826円過大であった。【再掲】

（教育委員会　川崎図書館　P66）

○　令和７年４月１日を契約期間の始期とする神奈川県立相模原高等学校環境整備業務委託契約（契約総額29,870,949円、契約期間：令和７年４月１日から令和10年３月31日まで）について、会計局長通知に反し、令和６年度である令和７年３月28日に契約を締結していた。

（教育委員会　相模原高等学校　P70）

○　神奈川県立鶴嶺高等学校バスケットゴール購入契約（契約額10,747,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。

（教育委員会　鶴嶺高等学校　P72）

○　プログラム保守、移行及び改修業務（警察相談、装備資機材）委託契約（契約額16,302,000円、契約期間：令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）について、契約期間の開始日が令和７年４月１日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年５月１日に締結していた。

（警察本部　総務部情報管理課　P76）

イ　内容的に特記すべき事案

(ｱ)　法律・規則（政省令及び条例を含む。）違反のもの

ａ　同一箇所で異なる法律・規則違反が３件以上あったもの

(a)　支出事務において、次のとおり誤りがあった。

a’　令和７年５月分のプロパンガスの購入代ほか３件（支払額計110,955円）について、契約に定める期限までに支払を行っていなかった。また、冷凍庫ほかの購入代ほか１件（支払額計108,735円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。

b’　ジャジング・スクール研修代１件、6,000円について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。

(b)　財産管理事務において、畜産技術センターが管理する軽貨物車１台について、道路運送車両法等により使用者に義務付けられている12月ごとの定期点検整備の実施が遅れていた。

（環境農政局　畜産技術センター　P40）

(a)　支出事務において、民間救急患者移送代（４月15日分）１件、40,180円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限まで

に支払を行っていなかった。［既報告］

(b)　契約事務において、令和７年度かながわＤＰＡＴ研修及びかながわＤＰＡＴ技能維持研修業務委託契約（契約額3,344,000円）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。［既報告］

(c)　庶務事務において、令和６年度確定労働保険料及び令和７年度概算労働保険料１件、2,373,760円について、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に定められている期限までに申告及び納付を行っていなかった。［既報告］

（健康医療局　精神保健福祉センター　P48）

(a)　物品管理事務において、賃貸借等により調達した音声応答システム一式（契約額482,405円）について、令和８年３月31日まで借用期間が継続しているにもかかわらず、令和７年９月２日にリース会社へ返却したものとして借用物品台帳に記載していた。

(b)　事務事業の執行において、次のとおり誤りがあった。

a’　試験等車両管理業務委託及び自動車運転練習事務等業務委託契約（契約総額459,147,381円、契約期間：令和７年４月１日から令和10年３月31日まで）について、改正前地方自治法施行令に基づく私人への委託に係る告示及び公表をしていなかった。

b’　神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業特定事業契約（契約総額19,652,483,318円、契約期間：平成27年７月13日から令和20年３月31日まで）における駐車場使用料の徴収委託について、改正前地方自治法施行令に基づく私人への委託に係る公表をしていなかった。

c’　運転免許センターキャッシュレス収納業務委託契約（契約総額324,069,526円、契約期間：令和７年６月20日から令和12年７月31日まで）について、地方自治法に基づく指定納付受託者に係る告示をしていなかった。

d’　運転免許関係手数料等の収納等業務委託契約（契約総額92,400,000円、契約期間：令和７年８月１日から令和９年３月31日まで）及び運転免許取得時講習、仮運転免許試験事務等及び車両の運転者に対する講習業務委託契約32件（単価契約、支払額計58,010,030円）について、地方自治法に基づく指定公金事務取扱者に係る告示をしていなかった。

（警察本部　交通部運転免許本部運転免許課　P76）

b　同一箇所で同一の法律・規則違反が３件以上あったもの

(a)　収入

○　動物取扱業登録申請手数料等として領収した現金39件、513,080円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付を行っていなかった。

（健康医療局　動物愛護センター　P49）

⑹　**支出**

○　令和７年度神奈川県いじめ防止対策調査会の委員報酬11名分、3,420,000円について、附属機関の委員その他の構成員の報酬等に関する条例に定める期日に支給すべきところ、令和７年４月から令和８年３月までのいずれの月においても期日に支給していなかった。【再掲】

（教育委員会　支援部学校支援課　P65）

⑺　**財産**

○　行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線等が共架されているものがあった。これにより、令和７年度の共架電線に係る使用料３件、4,080円が徴収不足であった。

（政策局　県央地域県政総合センター　P31）

○　東日本旅客鉄道株式会社に対する河川法の規定による土地の占用許可７件について、使用料の算定を誤ったことにより、６件、1,885,680円を過大に徴収しており、１件、325,920円が徴収不足であった。その結果、還付加算金が計38,800円発生していた。【再掲】

（県土整備局　平塚土木事務所　P51）

○　行政資産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和７年度の共架電線に係る使用料15件、43,000円が徴収不足であった。

（企業庁　藤沢水道営業所　P59）

⑻　**庶務**

○　令和７年度神奈川県いじめ防止対策調査会の委員報酬の支払に当たり、所得税及び復興所得税について給与所得の源泉徴収税額表の月額表を適用すべきところ、令和７年４月から令和８年３月までの源泉徴収額11名分、877,620円について、いずれの月においても誤って日額表を適用したことにより、686,149円を過大に徴収していた。【再掲】

（教育委員会　支援部学校支援課　P65）

⑼　**その他**

○　歯科保健事業実施に伴う歯科衛生士への謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税３件、39,126円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。［既報告］

（健康医療局　平塚保健福祉事務所　P47）

⑽　**行政監査**

○　肝炎治療受給者証に係る登録事項変更届８件を紛失していた。

（健康医療局　保健医療部がん・疾病対策課　P46）

○　運転免許関係手数料等の収納等業務委託契約（契約総額92,400,000円、契約期間：令和７年８月１日から令和９年３月31日まで）及び運転免許取得時講習、仮運転免許試験事務等及び車両の運転者に対する講習業務委託契約32件（単価契約、支払額計58,010,030円）について、地方自治法に基づく指定公金事務取扱者に係る告示をしていなかった。【再掲】

（警察本部　交通部運転免許本部運転免許課　P76）

c　法律・規則違反の状態が１年以上継続しているもの

(a)　会計事務処理

○　施設の建設改良に従事する職員に係る給与等の戻入金等について、長期前受金のその他収入として負債計上（令和７年度末残高957,523円）しているにもかかわらず、収益処理するための方針を定めなかったことなどにより、長期前受金戻入の処理を行っていなかった。

（県土整備局　河川下水道部下水道課　P50）

(b)　財産

○　行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線等が共架されているものがあった。これにより、令和７年度の共架電線に係る使用料３件、4,080円が徴収不足であった。【再掲】

（政策局　県央地域県政総合センター　P31）

○　行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和７年度の共架電線に係る使用料１件、5,160円が徴収不足であった。

（福祉子どもみらい局　総合療育相談センター　P45）

○　第一種電話柱設置のための都市公園の占用許可１件について、誤って第二種電柱として許可していた。その結果、平成30年度から令和７年度までの使用料計9,620円を過大に徴収していた。

（県土整備局　厚木土木事務所津久井治水センター　P53）

○　シュレッダー（価格399,000円）について、不用決定を行わないまま処分していた。［既報告］

（教育委員会　光陵高等学校　P67）

○　テレビ（価格350,200円）について、不用決定を行わないまま処分していた。

（教育委員会　相模原高等学校　P70）

○　授業料の収入未済２件、75,000円について、令和４年度及び令和５年度に時効により債権が消滅していたため速やかに不納欠損処分をすべきところ、著しく遅延していた。

（教育委員会　高浜高等学校　P71）

○　冷蔵庫（価格110,000円）について、令和４年度に不用決定を行わないまま処分し、その後も、備品台帳を訂正していなかったため、令和７年度においても備品台帳に登載されたままとなっていた。

（教育委員会　鎌倉支援学校　P75）

⑹　**庶務**

○　現金支給の対象となった臨時的任用職員の令和６年２月分の給与１名分、216,442円について、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例に基づき令和６年２月16日に支給すべきところ、令和７年６月23日に支給していた。

（教育委員会　歴史博物館　P67）

⑺　**行政監査**

○　四之宮水再生センターに設置していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である蛍光灯安定器１台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかった。また、同法施行令に定められている期間内に処分の委託を行っていなかった。

（県土整備局　流域下水道整備事務所　P54）

○　寒川浄水場本館等に設置していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である蛍光灯用安定器等５台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかった。また、同法施行令に定められている期間内に処分の委託が行われていなかった。

（企業庁　寒川浄水場　P62）

○　旧善行庁舎に保管していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である蛍光灯安定器22台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかった。また、同法施行令に定められている期間内に処分の委託を行っていなかった。［既報告］

（教育委員会　総合教育センター　P66）

○　旧実習棟等に設置していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である蛍光灯安定器30台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を行っていなかった。また、同法施行令に定められている期間内に処分の委託を行っていなかった。

（教育委員会　海洋科学高等学校　P70）

○　Ａ棟３階美術準備室に設置していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である蛍光灯安定器３台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかった。また、同法施行令に定められている期間内に処分の委託を行っていなかった。

（教育委員会　鎌倉高等学校　P72）

○　試験等車両管理業務委託及び自動車運転練習事務等業務委託契約（契約総額459,147,381円、契約期間：令和７年４月１日から令和10年３月31日まで）について、改正前地方自治法施行令に基づく私人への委託に係る告示及び公表をしていなかった。【再掲】

（警察本部　交通部運転免許本部運転免許課　P76）

○　神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業特定事業契約（契約総額19,652,483,318円、契約期間：平成27年７月13日から令和20年３月31日まで）における駐車場使用料の徴収委託について、改正前地方自治法施行令に基づく私人への委託に係る公表をしていなかった。【再掲】

（警察本部　交通部運転免許本部運転免許課　P76）

○　運転免許センターキャッシュレス収納業務委託契約（契約総額324,069,526円、契約期間：令和７年６月20日から令和12年７月31日まで）について、地方自治法に基づく指定納付受託者に係る告示をしていなかった。【再掲】

（警察本部　交通部運転免許本部運転免許課　P76）

○　運転免許関係手数料等の収納等業務委託契約（契約総額92,400,000円、契約期間：令和７年８月１日から令和９年３月31日まで）及び運転免許取得時講習、仮運転免許試験事務等及び車両の運転者に対する講習業務委託契約32件（単価契約、支払額計58,010,030円）について、地方自治法に基づく指定公金事務取扱者に係る告示をしていなかった。【再掲】

（警察本部　交通部運転免許本部運転免許課　P76）

(ｲ)　予算目的に著しく反しているもの

○　該当なし

(ｳ)　事務処理等が著しく不適切なもの

ａ　法定期限はないが事務処理の遅延が１年以上にわたるもの

○　該当なし

ｂ　県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの

○　該当なし

c　県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの

○　該当なし

d　業者等への支払の期限を６月以上超過しているもの

○　該当なし

e　上記のほか、故意又は重大な過失が認められるもの

○　該当なし

f　その他

○　令和６年度防災・安全交付金１件、132,552,000円（令和５年度からの明許繰越分）について、県土整備局道路部道路管理課と会計局会計課で国費に係る請求書等の受渡しを行う中で、書類を紛失したことにより、令和６年度中の収入ができず、令和７年度の収入となり、収入まで１年近い期間を要していた。

（県土整備局　道路部道路管理課　P50、会計局　会計課　P55）

※ ２か所に対する指摘であるため、２件としてカウントしている。

⑵　複数の機関で認められた事案

⑴とは別に執行の参考とするため、複数の機関で認められた不適切事項を原因とともに示すと次のとおりである。（⑴で示した事案も含む。）

ア　収入

○　証明書交付手数料等として領収した現金について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付を行っていなかったものがあった。（４か所）

この不適切な取扱いは、財務規則等についての理解不足や確認が不十分であったことなどによるものである。

イ　支出

○　公共料金等の支払に当たり、支払期限までに支払を行っていなかったものがあった。（39か所）

この不適切な取扱いは、進行管理が不十分であったこと、所要の手続を失念していたことなどによるものである。

○　立替払できない経費を立替払により支払っていたものがあった。（３か所）

この不適切な取扱いは、財務規則等についての理解不足や確認が不十分であったこと、所要の手続を失念していたことなどによるものである。

ウ　契約

○　履行確認に当たり、検査調書を作成していなかったもの又は検査調書を作成していなかった場合に必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかったものがあった。（８か所）

この不適切な取扱いは、財務規則等についての理解不足や確認が不十分であったこと、所要の手続を失念していたことなどによるものである。

○　契約期間の開始日が令和７年４月１日である契約に当たり、会計局長通知に反して同月30日までに契約を締結していなかったものがあった。（６か所）

この不適切な取扱いは、進行管理が不十分であったこと、所要の手続を失念していたことなどによるものである。

○　契約の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していたものがあった。（４か所）

この不適切な取扱いは、契約書の作成を省略できる要件に該当すると誤認していたことなどによるものである。

○　契約の締結に当たり、必要な事項が記載されていないなど、契約書の内容が適切でないものがあった。（４か所）

この不適切な取扱いは、複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。

○　契約で定める内容を遵守させていなかったものがあった。（４か所）

この不適切な取扱いは、契約書で定めた内容の理解不足や確認が不十分であったことなどによるものである。

エ　工事

○　工事の設計額又は変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたことなどにより、変更設計額又は変更契約額が過大又は過小となっていたものがあった。（23か所）

この不適切な取扱いは、改定後の単価の適用を失念していたこと、複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。

オ　補助金

○　補助金の交付に当たり、交付申請から５月を超えて交付決定していたものがあった。（３か所）

この不適切な取扱いは、進行管理が不十分であったことなどによるものである。

カ　財産

○　神奈川県財務規則の規定に反して物品の出納に係る手続などを行っていなかったものがあった。（10か所）

この不適切な取扱いは、財務規則等についての理解不足や確認が不十分であったこと、所要の手続を失念していたことによるものである。

○　行政財産等の使用許可等を行わずに電柱等が設置されていた事案に対する不当利得返還請求権に基づく使用許可等前の期間に係る使用料相当額等の請求に当たり、事業者の消滅時効援用により請求額の一部が徴収できなかったものがあった。（５か所）

この不適切な取扱いは、管理する財産の現状把握が不十分であったことなどによるものである。

○　物品の管理に当たり、不用決定を行わないまま処分したものがあった。（５か所）

この不適切な取扱いは、財務規則等についての理解不足や確認が不十分であったことなどによるものである。

○　都市公園等の占用許可等について、使用料等の算定を誤ったこと等により、使用料等を過大に徴収又は徴収不足となっていたものがあった。（５か所）

この不適切な取扱いは、関係規程等の理解不足や確認が不十分であったことなどによるものである。

○　行政財産等の使用許可を行わずに電柱に通信線等が共架されていたものがあったことにより使用料を徴収していなかったものがあった。（３か所）

この不適切な取扱いは、管理する財産の現状把握が不十分であったことによるものである。

キ　その他

○　謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税の納付に当たり、法定納期限内に納付を行っていなかったものがあった。（６か所）

この不適切な取扱いは、複数の職員による確認が不十分であったこと、所要の手続を失念していたことなどによるものである。

ク　行政監査

○　高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である蛍光灯安定器等について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかったもの、同法施行令に定められている期間内に処分の委託を行っていなかったものがあった。（５か所）

この不適切な取扱いは、管理する財産の調査等が不十分であったことによるものである。

○　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物管理票の交付等状況の報告を行っていなかったものがあった。（４か所）

この不適切な取扱いは、関連法規の理解不足や確認が不十分であったことによるものである。

３　要改善事項

要改善事項は16件で、令和７年監査に比べて10件増加した。

項　　目	令和８年 監　　査	令和７年 監　　査	比　較 増　減
	件	件	件
⑴　経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案	14	3	11
⑵　事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案	2	3	△1
計	16	6	10

指摘した事由の別に掲げると次のとおりである。

⑴　経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

ア　ＥＴＣマイレージサービスの登録に関する件

（政策局　知事室、総務局　財政部税制企画課、くらし安全防災局　防災部危機管理防災課、くらし安全防災局　防災部消防保安課、環境農政局　脱炭素戦略本部室、健康医療局　動物愛護センター、県土整備局　河川下水道部砂防課、県土整備局　厚木土木事務所東部センター、県土整備局　厚木土木事務所津久井治水センター、県土整備局　住宅営繕事務所、企業庁　総務室、教育委員会　生涯学習部文化遺産課、警察本部　総務部会計課）

※13か所に対する指摘であるため、13件としてカウントしている。

政策局、総務局、くらし安全防災局、環境農政局、健康医療局、県土整備局、企業庁、教育委員会及び警察本部に属する22所属（以下「本件22所属」という。）において、公用車による高速自動車国道等利用のために保有するＥＴＣカード55枚について、ＥＴＣマイレージサービスのポイント還元が見込めるにもかかわらず、制度の理解が十分ではなかったことなどから、ＥＴＣマイレージサービスに登録していなかった。

本件22所属では、令和７年度末において公用車を管理しており、高速自動車国道等を通行する機会も多いことからＥＴＣカードを121枚保有している。

ＥＴＣマイレージサービスは、東日本高速道路株式会社等が実施しているサービスであり、ＥＴＣカードの所有者がＥＴＣマイレージサービスに登録することで、１月ごとの高速自動車国道等利用料に応じてポイント（10円＝１ポイント）が付与される。ポイントは1,000ポイント又は3,000ポイント貯まるごとに、インターネット等からの手続により、それぞれ、500円、2,500円の還元を受け、高速自動車国道等利用料の支払に充当することができ、さらに、自動還元サービスを利用すれば5,000ポイント貯まった時点で自動的に5,000円分が還元され、次回以降の高速自動車国道等利用料に充当される。

そして、このＥＴＣマイレージサービスの登録は無料で、ポイントは付与された

年度の翌年度末まで有効となる。また、ＥＴＣマイレージサービスのポイントが付与される高速自動車国道等として、神奈川県内に東名高速道路、中央自動車道、圏央道、第三京浜道路、横浜横須賀道路等がある。

本件22所属では、保有するＥＴＣカードのうち81枚について、ＥＴＣマイレージサービスに登録していなかった。そして、これら81枚の直近１年間等における利用状況を確認したところ、ＥＴＣマイレージサービスの対象となる高速自動車国道等利用料の支払合計額は2,862,780円であり、これらのうちポイント還元を受けることができる利用実績が認められた55枚のカードに係る金額は2,791,520円、当該サービスに登録していれば付与されるポイントは279,152ポイントとなる。

(表)ＥＴＣマイレージサービス未登録のカードのうちポイント還元される利用実績があったもの

所属	枚数	利用金額	所属	枚数	利用金額
政策局知事室	3枚	169,510円	県土整備局厚木土木事務所津久井治水センター	2枚	78,890円
総務局戸塚県税事務所(*1)	1枚	19,010円	県土整備局住宅営繕事務所	1枚	93,820円
総務局高津県税事務所(*1)	2枚	27,700円	企業庁総務室	1枚	178,080円
総務局相模原県税事務所(*1)	1枚	29,750円	教育委員会文化遺産課	1枚	187,140円
総務局小田原県税事務所(*1)	1枚	15,030円	警察本部装備課(*2)	2枚	78,700円
くらし安全防災局危機管理防災課	2枚	161,860円	警察本部生活安全総務課(*2)	5枚	168,150円
くらし安全防災局消防保安課	1枚	19,680円	警察本部科学捜査研究所(*2)	1枚	14,610円
環境農政局脱炭素戦略本部室	1枚	15,950円	警察本部広報県民課(*2)	2枚	130,050円
健康医療局動物愛護センター	5枚	162,350円	警察本部交通規制課(*2)	4枚	94,150円
県土整備局砂防課	2枚	117,750円	警察本部交通捜査課(*2)	9枚	304,950円
県土整備局厚木土木事務所東部センター	1枚	14,300円	警察本部第一機動隊(*2)	7枚	710,090円
			合計	55枚	2,791,520円

*1　総務局財政部税制企画課が一括して支払事務を行っており、マイレージサービスの適用を含むＥＴＣカードの事務処理について同課が担っている。

*2　警察本部総務部会計課（以下「会計課」という。）が一括して支払事務を行っており、マイレージサービスの適用を含むＥＴＣカードの事務処理について同課が担っている。

ＥＴＣマイレージサービスに登録すればポイントが付与され、一定以上貯まったポイントを還元して高速自動車国道等料金に充当することで、経済的な執行が可能となる。

したがって、本件22所属が保有するＥＴＣカードのうち、ＥＴＣマイレージサービスに登録しておらず、かつ、ポイント還元を受けることができる利用実績が認められた55枚については、ＥＴＣマイレージサービスに登録し、付与されたポイント

を活用して通行料金に充当することにより、高速自動車国道等の支払額を節減するよう改善する必要がある。

また、本件22所属においてポイント還元の対象となる利用実績があったＥＴＣカードについて、ＥＴＣマイレージサービスに登録していなかった理由としては、こうした制度自体を知らなかったことや、一定期間に利用実績がない場合は失効することなど、制度の内容を十分に理解していなかったことなどによるものであることから、改めて全庁的に周知を図る必要性や、還元ポイントの取扱いなど会計上の事務処理についても注意を喚起する必要性が認められる。

警察本部においては、会計課がＥＴＣマイレージサービスも含むＥＴＣカードによる高速自動車国道等利用料の支払に関する事務を担っており、「ＥＴＣ事務処理手続要領」を発出するなどして適正な事務執行を図っているところであるが、今回の事態を踏まえ、より一層の制度周知や指導に努めることが求められる。

一方、警察本部と同様に複数の所属がＥＴＣマイレージサービスの適用を受けていないことが判明した知事部局等においては、ＥＴＣカードを導入したり、ＥＴＣマイレージサービスを申し込んだりしようとする所属に対して、庁内自動車の運営管理の取りまとめなどを分掌する総務局財産経営部庁舎管理課（以下「庁舎管理課」という。）や全庁的な会計事務の指導を分掌する会計局指導課（以下「指導課」という。）が、留意点等の周知のために通知等を発出したこともあった。

しかしながら、これらの所属から聴取したところによると、警察本部とは異なり、ＥＴＣに関する事務については、知事部局等に属する各所属がＥＴＣカードを申し込む際の手続の一部を庁舎管理課が分掌しているのみで、ＥＴＣマイレージサービスを含めたＥＴＣ全般に関する事務を担っている所属はないとのことであったため、部局内の周知が十分に図られていない現状となっているものと考えられる。

したがって、前記の知事部局等における未登録の状況に鑑み、庁舎管理課及び指導課にあっては、ＥＴＣマイレージサービスの導入などの際に、全庁的に周知等を図ったように、ＥＴＣマイレージサービス制度の内容や、適用に当たって生じる会計事務処理の留意点などについて、知事部局等に属する各所属に対して、改めて周知を図るよう改善する必要がある。

イ　口座振替案内書の通知方法に関する件

（県土整備局　横浜川崎治水事務所）

横浜川崎治水事務所（以下「事務所」という。）では、インターネット接続サービス料金の支払に当たり、振替額及び口座振替日を郵送で知らせる案内書（以下「口座振替案内書」という。）の通知方法を電子メールによる通知に変更していれば口座振替案内書の発行手数料を無料にできたにもかかわらず、特段の理由なく口座振替案内書を郵送により受け続けていた。

事務所は、ＮＴＴドコモビジネス株式会社（以下「本件プロバイダー」という。）からのインターネット接続サービス（ＯＣＮ光withフレッツ）の提供に伴うサービス料金を口座振替で支払うに当たり、振替額及び口座振替日を郵送で知らせる口座振替案内書を紙による郵送で受けている。このため、毎月の請求額には接続料金の

ほかに口座振替案内書の発行手数料も含まれており、令和７年５月から令和８年１月までの間に支払った料金14,025円のうち、口座振替案内書の発行手数料は2,145円であった。

口座振替案内書の発行手数料は、本件プロバイダーから送られる口座振替案内書の送付方法を郵送による通知から電子メールによる通知にＷｅｂサイトから変更することにより、支払う必要はなくなるが、事務所では、郵送による通知の必要性を検討しないまま、特段の理由なく郵送による送付方法を選択していた。

したがって、口座振替案内書の送付方法が電子メールによる通知でも支障がないことを確認した上、発行手数料の支払が不要となる電子メールによる通知に変更することにより、経済的な執行となるよう改善する必要がある。

⑵　事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

ア　ＥＴＣマイレージサービスの登録（周知）に関する件

（総務局　財産経営部庁舎管理課、会計局　指導課）

※２か所に対する指摘であるため、２件としてカウントしている。

前記⑴アのとおり

４　箇所別の監査結果

不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は146か所であり、また、認められなかった箇所は398か所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

なお、前記「２　不適切事項」の「⑴　特記すべき事案」で記載した事項については、「特記前出」と表記している。

⑴　不適切事項又は要改善事項が認められた箇所

ア　政策局（８か所、14 件）

⑺　本庁機関（４か所、５件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
知事室	令和８年８月25日（令和８年７月15日職員調査）	（要改善事項） 「ＥＴＣマイレージサービスの登録に関する件」（前記３⑴ア参照）
いのち・未来戦略本部室	令和８年８月25日（令和８年７月７日及び同月８日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、未病指標システム開発等業務委託契約（契約額1,800,000円）の変更契約の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。また、同規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。
総務室	令和８年８月25日（令和８年７月８日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、車両賃貸借契約及び保守契約（契約総額1,882,320円、契約期間：令和８年３月２日から令和13年３月１日まで）に係る令和８年３月分の支払額30,360円について、契約に定める期限までに支払を行っていなかった。 ２　契約事務において、未病指標システム開発等業務委託契約（契約額1,800,000円）の変更契約の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもか

		かわらず、契約書の作成を省略していた。
自治振興部地域政策課	令和８年８月25日（令和８年７月10日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和７年４月分のコグエボプロ利用料16,500円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。

⑷　**出先機関（４か所、９件）**

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
横須賀三浦地域県政総合センター	令和８年４月23日（令和８年２月17日から同月20日まで職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和７年度横須賀合同庁舎空調設備保守運転及び庁舎設備保守修理業務委託ほか１件（契約額計12,399,200円）について、平成20年３月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える競争入札であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。〔特記前出〕
県央地域県政総合センター	令和８年４月20日及び同年９月11日（令和８年２月24日から同月27日まで職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、令和７年度対話の広場に係る会場使用料２件、21,680円について、うち１件（12,180円）については通帳口座印鑑の紛失により払出手続が行えず、また、１件（9,500円）については支出手続を失念したため、それぞれ職員が立て替えて支払っていた。 ２　工事事務において、令和６年度農村振興総合整備事業早川春日原地区道路改良工事の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額

		（16,027,000円）が121,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（14,905,000円）が110,000円過小であった。〔特記前出〕 ３　財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 ⑴　第三種電柱２本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から50年以上経過した令和７年９月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額205,590円のうち140,440円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。 ⑵　行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線等が共架されているものがあった。これにより、令和７年度の共架電線に係る使用料３件、4,080円が徴収不足であった。〔特記前出〕
湘南地域県政総合センター	令和８年４月27日（令和８年３月６日及び同月９日から同月11日まで職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、令和７年度土地改良施設危険防止対策事業（県単）大田地区用水管路整備工事の変更設計額の積算に当たり、令和７年４月１日以降に建設発生土を株式会社建設資源広域利用センターへ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、受入単価と合わせて基本料金を計上すべきところ、これを計上していなかったため、変更後の設計額（16,896,000円）が22,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（15,840,000円）が22,000円過小であった。
県西地域県政総合センター	令和８年４月16日（令和８年３月２日か	（不適切事項） １　支出事務において、令和７年８月分及び９月分の登記情報提供サービス利用料

	ら同月５日まで職員調査）	２件、8,575円について、約款に定められている支払期限までに支払を行っていなかった。 ２　契約事務において、庁用自動車運行管理委託契約（契約額4,182,816円、契約期間：令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）について、契約期間の開始日が令和７年４月１日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年５月８日に締結していた。 ３　工事事務において、令和６年度白銀林道現年災害復旧工事（公共）ほか１件の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（計30,272,000円）が66,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（計29,557,000円）が66,000円過小であった。

イ　総務局（８か所、14件）
本庁機関（８か所、14件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和８年８月25日（令和８年７月９日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、神奈川自治会館直流電源装置等保守点検業務委託料１件、85,800円について、契約に定める期限までに支払を行っていなかった。また、複写機の移転に係る運搬料１件、33,000円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。

組織人材部人事課	令和８年８月25日（令和８年７月10日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、職員採用時健康診断実施業務委託に係る令和８年１月分の委託料ほか２件（支払額計637,415円）について、契約に定める期限までに支払を行っていなかった。 ２　物品管理事務において、カメラ一式（価格110,000円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。
組織人材部文書課	令和８年８月25日（令和８年７月13日職員調査）	（不適切事項） 事務事業の執行において、次のとおり誤りがあった。 １　令和７年４月30日に収受した宗教法人の規則の変更の認証申請書について、特段の不備等がないにもかかわらず、収受日から10月を超えた令和８年３月31日に受理していた。 ２　公印の印影刷り込みについて、健康医療局保健医療部がん・疾病対策課（以下「がん・疾病対策課」という。）から先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の印刷のために申請された特殊公印の「神奈川県知事印(小)」を押印紙に押印して施行すべきところ、「神奈川県知事印」を押印紙に押印して施行していた。その後、がん・疾病対策課において印影の誤りに気がつかないまま印刷が行われたため、当該受給者証の再印刷が必要となり、57,200円の追加費用が発生する結果となった。〔特記前出〕
財政部財政課	令和８年８月25日（令和８年７月21日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、ふるさと納税支援業務委託契約（株式会社さとふる）（単価契約、支払額1,177,836円）について、受託者

		による第三者への再委託に当たり、契約に定める書面による事前の承諾を行っていなかった。
財政部税制企画課	令和８年８月25日及び同年９月24日（令和８年７月22日職員調査）	（要改善事項） 「ＥＴＣマイレージサービスの登録に関する件」（前記３⑴ア参照）
財政部税務指導課	令和８年８月25日（令和８年７月22日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、軽油に係る令和７年度①定量分析、②性状分析、③硫黄分含有量分析、④灯油留分含有率分析及び⑤水分含有量分析契約（単価契約、支払額430,650円）に係る７月の発注について、支出負担行為額に不足が生じていたにもかかわらず、このことを看過し、支出負担行為額を増額する前に業務を発注していた。
財産経営部財産経営課	令和８年８月25日及び同年９月24日（令和８年７月16日職員調査）	（不適切事項） １　契約事務において、県有建築物等定期点検業務委託契約（県西地区）ほか１件（契約額計5,871,690円）について、受託者による第三者への再委託に当たり、契約に定める書面による事前の承諾を行っていなかった。 ２　財産管理事務において、公共下水道管（延長785.95m）及びガス管（延長11.00m）等に係る普通財産（土地）の貸付契約について、事業者が貸付申請せずに設置していることを設置から最長で40年以上経過した令和６年11月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく貸付契約前の期間に係る貸付料相当額19,893,344円のうち14,311,278円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。〔特記前出〕

財産経営部庁舎管理課	令和８年８月25日及び同年９月24日（令和８年７月17日職員調査）	（不適切事項） １　契約事務において、次のとおり誤りがあった。 ⑴　消防設備点検業務委託ほか２件（契約額計12,772,265円）について、受託者による第三者への再委託に当たり、契約に定める書面による事前の承認を行っていなかった。 ⑵　令和７年度新庁舎駐車場管制設備保守点検委託契約（契約額537,900円、契約期間：令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）について、仕様書に定める年間の保守業務の実施に係る業務報告書を提出させていなかった。 ２　物品管理事務において、個室ブースほか３点（台帳価格計4,411,000円）の管理に当たり、一つの物品として備品台帳に登録すべきところ、個々に独立した物品として備品台帳に登録していた。〔特記前出〕 （要改善事項） 「ＥＴＣマイレージサービスの登録（周知）に関する件」（前記３⑵ア参照）

ウ　くらし安全防災局（４か所、６件）

⑺　本庁機関（４か所、６件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和８年７月31日（令和８年６月８日職員調査）	（不適切事項） １　予算の執行において、令和７年度「インターネット被害未然防止講座」業務委託契約（一部単価契約、支払額8,425,450円）について、支出負担行為額に不足が生じていたにもかかわらず、このことを看過し、業務完了後に支出負担行為額を増額していた。 ２　支出事務において、令和７年度消防防

		災無線維持管理費負担金１件、45,700円について、納付期限までに支払を行っていなかった。
防災部危機管理防災課	令和８年７月31日及び同年９月25日（令和８年６月12日及び同月15日職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、横須賀オフサイトセンター受変電設備改修工事ほか１件の設計額の積算に当たり、当初設計に引き続き、変更設計においても発生材処理費等に関する共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の計上を誤ったため、変更後の設計額（計12,155,000円）が88,000円過小であった。 （要改善事項） 「ＥＴＣマイレージサービスの登録に関する件」（前記３⑴ア参照）
防災部消防保安課	令和８年７月31日及び同年９月25日（令和８年６月８日及び同月９日職員調査）	（要改善事項） 「ＥＴＣマイレージサービスの登録に関する件」（前記３⑴ア参照）
くらし安全部消費生活課	令和８年７月31日（令和８年６月10日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、令和７年度「インターネット被害未然防止講座」業務委託契約（一部単価契約、支払額8,425,450円）について、支出負担行為額に不足が生じていたにもかかわらず、このことを看過し、業務完了後に支出負担行為額を増額していた。

エ　文化スポーツ観光局（４か所、５件）

⑺　本庁機関（２か所、２件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和８年８月18日（令和８年６月12日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約（単価契約、支払額

		245,740円）について、契約書に契約額の一部を記載していなかった。
観光課	令和８年８月18日（令和８年６月18日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約（単価契約、支払額245,740円）について、契約書に契約額の一部を記載していなかった。

(ｲ) **出先機関（２か所、３件）**

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
パスポートセンター［既報告］	令和８年２月20日（令和８年１月19日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、住民基本台帳ネットワークシステムの業務端末の更新業務委託契約（契約額5,283,300円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。
スポーツセンター	令和８年９月24日（令和８年１月21日及び同月22日職員調査）	（不適切事項） １　収入事務において、自動販売機の追加設置に伴う土地・建物賃貸借変更契約に係る貸付料１件、131,623円について、調定を行っていなかった。 ２　支出事務において、所長名刺印刷代１件、18,810円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 また、令和７年９月分の電話料及び公衆無線ＬＡＮ使用料８件、52,222円について、支払期限までに支払を行っていなかった。

オ　環境農政局（７か所、13件）

(ｱ) **本庁機関（２か所、３件）**

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
脱炭素戦略本部室	令和８年８月14日（令和８	（要改善事項） 「ＥＴＣマイレージサービスの登録に関

	年６月23日職員調査）	する件」（前記３⑴ア参照）
農水産部畜産課	令和８年８月14日（令和８年６月19日職員調査）	（不適切事項） １　収入事務において、行政財産の使用許可に係る使用料１件、210,651円について、調定が７月を超えて遅れていた。 ２　支出事務において、令和７年５月分の電気代２件、2,107円について、支払期限までに必要な手続を行っていなかった。また、令和８年１月分の電気代２件、4,745円の支払について、誤った金額により支出手続を行っていた。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、このうち３件、5,275円を支払期限より後に支払っていた。

⑷　**出先機関（５か所、10件）**

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
自然環境保全センター	令和８年３月11日及び同年８月24日（令和８年３月10日及び同月11日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、ビジネスプロジェクター購入代１件、188,100円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 ２　契約事務において、人工気象器の購入契約（契約額1,963,500円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。
横浜川崎地区農政事務所［既報告］	令和８年４月22日（令和８年２月６日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和７年度国有農地等管理事業定期除草業務委託（県央地区）の設計額の積算に当たり、処分工について、当初設計に引き続き、変更設計においても刈草の処分料に係る消費税等を二重に

		計上したため、変更後の設計額（3,817,000円）が11,000円過大であった。
畜産技術センター	令和８年６月26日（令和８年３月19日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、次のとおり誤りがあった。 ⑴　令和７年５月分のプロパンガスの購入代ほか３件（支払額計110,955円）について、契約に定める期限までに支払を行っていなかった。また、冷凍庫ほかの購入代ほか１件（支払額計108,735円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。〔特記前出〕 ⑵　ジャジング・スクール研修代１件、6,000円について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。〔特記前出〕 ２　契約事務において、おが粉の購入代１件、8,800円について、見積書の徴取等を行った上で管理課が発注すべきところ、これらの手続を行わないまま、事業所管課において店頭で当該物品を受領していた。 ３　財産管理事務において、畜産技術センターが管理する軽貨物車１台について、道路運送車両法等により使用者に義務付けられている12月ごとの定期点検整備の実施が遅れていた。〔特記前出〕
水産技術センター	令和８年６月24日（令和８年２月10日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、浮魚礁ＬＴＥ回線断緊急点検料１件、831,160円について、支払が履行確認後５月を超えて遅れていた。 ２　契約事務において、令和７年度人工衛

		星画像処理システムサーバ業務委託契約（契約額778,800円）について、見積書を提出させる前に業務を開始させ、契約期間の開始日を令和７年４月１日とする契約を同年５月12日に締結していた。
東部漁港事務所［既報告］	令和８年４月21日（令和８年１月28日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、行政文書の写しの交付費用として領収した現金１件、180円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付を行っていなかった。

カ　福祉子どもみらい局（14か所、20件）

⑺　本庁機関（９か所、12件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和８年８月21日（令和８年６月24日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、福祉子どもみらい局に属する出先機関９施設に係る令和７年４月支払分の電力料金10,845,824円のうち4,313,806円について、令和７年３月31日までの期間において供給を受けたものであるため、令和６年度予算で支出すべきところ、令和７年度の電力需給契約（契約期間：令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）に基づき、令和７年度予算により支出していた。〔特記前出〕
子どもみらい部次世代育成課	令和８年８月21日（令和８年７月１日職員調査）	（不適切事項） 補助金交付事務において、届出保育施設利用者支援事業費補助金ほか143件（交付額計379,797,000円）の交付に当たり、交付申請から最長で５月を超えて交付決定していた。
子どもみらい部子ども家庭課	令和８年８月21日（令和８年６月29日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、神奈川県児童精神科医育成寄付講座寄付金（寄付金額20,000,000円）について、支出負担行為の決裁を受けずに寄付申込を行っていた。

		〔特記前出〕
子どもみらい部青少年課	令和８年８月21日（令和８年６月30日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、支線２条に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から20年以上経過した令和７年７月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額41,900円のうち34,132円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
福祉部地域福祉課	令和８年８月21日（令和８年７月３日職員調査）	（不適切事項） １　補助金交付事務において、外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金10件、2,860,000円の交付に当たり、交付申請から最長で７月を超えて交付決定していた。 ２　財産管理事務において、平成30年３月28日に締結した保育園敷地に係る事業用定期借地権設定契約に関する合意書に定める土地貸付料について、同月30日に改定された普通財産（土地及び建物）の貸付料算定基準の貸付面積の端数処理を適用していなかったことなどにより、平成31年度から令和７年度までの土地貸付料が21,745円過大となっていた。
福祉部高齢福祉課	令和８年８月21日（令和８年７月７日職員調査）	（不適切事項） 補助金交付事務において、令和７年度定期借地権設定のための一時金の支援事業費補助金１件、59,001,000円の交付に当たり、交付申請から６月を超えて交付決定していた。
福祉部障害福祉課	令和８年８月21日（令和８年７月８日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和７年度介護職員等に対する喀痰吸引等研修事業委託契約（契約額6,537,300円）に係る上半期分の概算払額3,268,650円の支払について、契約に定める期日までに支払を行っていなかっ

		た。〔特記前出〕
福祉部障害サービス課	令和８年８月21日（令和８年７月９日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、令和８年４月に設立される地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「福祉機構」という。）の法人印ほかの購入代１件、144,381円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。また、福祉機構が運用する新職員宿舎借上げ対象部屋に係る家財保険料１件、134,120円について、約款に定められている期限までに支払を行っていなかった。 ２　契約事務において、令和７年度障害者総合支援法指定事業所管理システム運用事業委託契約（契約額1,650,000円、契約期間：令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）について、契約期間の開始日が令和７年４月１日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年５月14日に締結していた。
福祉部生活援護課	令和８年８月21日（令和８年７月10日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、令和６年12月分の被爆者等健康診断委託料47,953円について、契約に定める期限までに支払を行っていなかった。その結果、支払手続が会計年度を超えて遅延し、遅延利息１件、500円を支払っていた。 ２　契約事務において、生活保護等診療報酬明細書点検業務委託契約（契約額1,065,012円）の令和８年２月分の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限の９日後に検査を完了していた。

(ｲ) 出先機関（５か所、８件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
中央児童相談所	令和８年９月15日（令和８年２月９日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、児童保護措置費自己負担金10件、22,000円について、調定が最長で５月を超えて遅れていた。また、このうち８件、17,600円について、年度内に調定を行っていなかった。
子ども自立生活支援センター［既報告］	令和８年２月16日（令和７年12月22日及び同月23日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 １　消防設備保守点検契約（契約額1,520,200円）に係る令和７年７月分の支払額608,100円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 ２　給食調理業務委託（契約総額157,410,000円、契約期間：令和５年４月１日から令和８年３月31日まで）について、給食調理作業等に係る業務と給食材料等の調達に係る業務を一体とする内容の契約であるにもかかわらず、給食材料等の調達に係る業務の費用を予定価格及び契約金額に反映しないまま、入札及び契約を行っていた。〔特記前出〕 ３　庁舎警備業務委託契約（契約総額42,317,550円、契約期間：令和７年４月１日から令和10年３月31日まで）について、誤った業務従事時間が記載された仕様書を添付して入札を実施していた。また、変更設計額の積算に当たり、当初設計に引き続き、変更設計においても当該業務従事時間に基づき積算を行ったことなどにより、変更後の設計額（50,985,097円）が679,082円過大であっ

		た。〔特記前出〕
おおいそ学園［既報告］	令和８年４月15日（令和８年２月５日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、耐熱カップの購入代１件、5,280円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 ２　契約事務において、神奈川県立おおいそ学園洗濯業務委託契約（契約額3,828,000円）の入札に当たり、最低制限価格を設けることができる場合に該当しないにもかかわらず、これを設けていた。その結果、本来、最低の額（2,998,500円（税抜））をもって入札した業者と契約すべきところ、全ての入札参加者について最低制限価格を下回ったため失格としており、条件を変えずに実施した再度公告入札により、当初の入札額より高い金額で契約していた。
青少年センター	令和８年１月30日（令和７年12月18日及び同月19日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、青少年センター科学部清掃業務委託契約（契約額1,078,000円）について、平成20年３月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。
総合療育相談センター	令和８年７月30日（令和８年３月17日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和７年度の共架電線に係る使用料１件、5,160円が徴収不足であった。〔特記前出〕

キ　健康医療局（11か所、20件）

⑺　本庁機関（４か所、８件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和８年８月17日（令和８年６月24日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和７年12月分の神奈川県不妊・不育専門相談センター電話料金2,754円について、支払期限までに支払を行っていなかった。
保健医療部医療企画課	令和８年８月17日（令和８年７月３日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、病床機能分化・連携促進事業委託契約（契約額3,267,000円）に係る概算払額3,267,000円について、契約に定める期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息１件、3,800円を支払っていた。〔特記前出〕 ２　文書の管理において、地域医療構想調整会議の委員より受領したマイナンバー確認書１通を紛失していた。
保健医療部健康増進課	令和８年８月17日（令和８年７月７日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和７年度神奈川県母子保健対策検討委員会新生児聴覚検査体制整備部会に係る委員謝礼金１件、13,000円について、あらかじめ定めた支払日に支払を行っていなかった。
保健医療部がん・疾病対策課	令和８年８月17日（令和８年７月８日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、ノートパソコン購入代１件、198,000円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 ２　契約事務において、次のとおり誤りがあった。 ⑴　精神科病院入院者支援事業（横須賀・三浦圏域）業務委託契約ほか５件（契約額計45,774,000円、契約期間：

		令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）について、契約期間の開始日が令和７年４月１日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年５月以降に締結していた。〔特記前出〕 ⑵　先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の印刷（契約額63,877円）について、刷り込む公印印影の拡大、縮小及びその他加工をしないことを仕様書に明記せず、総務局組織人材部文書課から貸与された、誤った大きさの「神奈川県知事印」の押印紙を受注者に引き渡したため、受注者が縮小して刷り込み印刷を行ったことから、当該受給者証の再印刷が必要となった。これにより、57,200円の追加費用が発生していた。〔特記前出〕 ３　文書の管理において、肝炎治療受給者証に係る登録事項変更届８件を紛失していた。〔特記前出〕

⑴　**出先機関（７か所、12件）**

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
平塚保健福祉事務所 ［既報告］	令和８年３月３日（令和７年12月８日及び同月９日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、令和７年７月分から同年９月分までの雑誌購入代39,160円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 ２　歳計外現金事務において、歯科保健事業実施に伴う歯科衛生士への謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税３件、39,126円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。〔特記前出〕
平塚保健福祉事務所 秦野センター	令和８年９月７日（令和７	（不適切事項）

	年12月15日職員調査）	契約事務において、スポットクーラー代１件、99,000円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。
小田原保健福祉事務所［既報告］	令和８年４月23日（令和８年３月５日及び同月６日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和７年４月分の結核接触者健診診療報酬3,839円について、契約に定める期限までに支払を行っていなかった。
厚木保健福祉事務所大和センター［既報告］	令和８年１月29日（令和７年12月８日及び同月９日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、精神保健福祉ケース会議における助言者謝礼金１件、32,000円について、履行確認が業務実施日から３月を超えて遅れていた。
煤ケ谷診療所［既報告］	令和８年２月４日（令和７年12月４日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和７年９月分の電話使用料11,410円について、支払期限までに支払を行っていなかった。
精神保健福祉センター［既報告］	令和８年４月17日（令和８年１月８日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、民間救急患者移送代（４月15日分）１件、40,180円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。〔特記前出〕 ２　契約事務において、令和７年度かながわＤＰＡＴ研修及びかながわＤＰＡＴ技能維持研修業務委託契約（契約額3,344,000円）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。〔特記前出〕 ３　庶務事務において、令和６年度確定労働保険料及び令和７年度概算労働保険料

		１件、2,373,760円について、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に定められている期限までに申告及び納付を行っていなかった。〔特記前出〕
動物愛護センター	令和８年９月10日（令和７年12月８日職員調査）	（不適切事項） １　予算の執行において、令和７年３月31日に第一種動物取扱業登録更新申請手数料として領収した現金２件、22,680円について、令和６年度の収入として処理すべきところ、同年４月１日に納入する際の事務処理を誤ったことにより、令和７年度の収入として処理していた。 ２　収入事務において、動物取扱業登録申請手数料等として領収した現金39件、513,080円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付を行っていなかった。〔特記前出〕 （要改善事項） 「ＥＴＣマイレージサービスの登録に関する件」（前記３⑴ア参照）

ク　産業労働局（１か所、１件）

出先機関（１か所、１件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
西部総合職業技術校［既報告］	令和８年４月16日（令和８年２月３日及び同月４日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、高性能フィルター等の購入代１件、841,720円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。

ケ　県土整備局（16か所、26件）

⑴　本庁機関（４か所、４件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
事業管理部県土整備経理課	令和８年７月31日（令和８年６月５日職	（不適切事項） 支出事務において、令和７年度盛土規制法関連業務委託（公共）その１盛土規制法

	員調査)	関連業務委託（県単）その１合併既存盛土等の基礎調査業務委託契約（契約額28,490,000円）に係る前払金8,540,000円について、契約に定める期限までに支払を行っていなかった。また、令和７年10月分の携帯電話料金４件、200,477円について、支払期限までに支払を行っていなかった。〔特記前出〕
道路部道路管理課	令和８年８月20日（令和８年６月29日職員調査)	（不適切事項） 収入事務において、令和６年度防災・安全交付金１件、132,552,000円（令和５年度からの明許繰越分）について、県土整備局道路部道路管理課と会計局会計課で国費に係る請求書等の受渡しを行う中で、書類を紛失したことにより、令和６年度中の収入ができず、令和７年度の収入となり、収入まで１年近い期間を要していた。〔特記前出〕
河川下水道部砂防課	令和８年７月31日（令和８年６月２日職員調査)	（要改善事項） 「ＥＴＣマイレージサービスの登録に関する件」（前記３⑴ア参照）
河川下水道部下水道課	令和８年７月31日（令和８年６月１日職員調査)	（不適切事項） 会計事務処理において、施設の建設改良に従事する職員に係る給与等の戻入金等について、長期前受金のその他収入として負債計上（令和７年度末残高957,523円）しているにもかかわらず、収益処理するための方針を定めなかったことなどにより、長期前受金戻入の処理を行っていなかった。 〔特記前出〕

⑷ **出先機関（12か所、22件）**

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
横須賀土木事務所 ［既報告］	令和８年２月20日（令和８年１月20日か	（不適切事項） 工事事務において、令和６年度急傾斜地崩壊対策工事（ゼロ県債）その７の設計額

	ら同月22日まで職員調査）	の積算に当たり、建設発生土の処分量について、当初設計に引き続き、変更設計においても地山土量を計上すべきところ、誤ってほぐし土量を計上するなどしていたため、変更後の設計額（65,593,000円）が220,000円過大であった。
平塚土木事務所	令和８年４月28日（令和８年３月13日、同月16日及び同月17日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、安全靴等購入代ほか２件（支払額計313,896円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 ２　工事事務において、次のとおり誤りがあった。 ⑴　令和６年度河川改修工事（前金付県債）（その３）令和７年度河川修繕工事 県単（その８）合併の変更設計額の積算に当たり、変更で追加した基準点測量の費用について、委託業務を工事の中に含めて発注する場合の諸経費、間接工事費及び一般管理費等の計上を誤るなどしていたため、変更後の設計額（206,712,000円）が22,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（185,983,600円）が19,800円過小であった。 ⑵　令和６年度防災砂防工事（ゼロ県債）（その１）の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（41,679,000円）が726,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（38,753,000円）が675,400円過小であった。〔特記前出〕 ⑶　令和６年度交通安全施設等整備工事 県単（その２）の変更設計額の積算に

		当たり、週休２日制確保モデル工事実施要領に基づき、月単位の週休２日を達成した旨の報告を受注者から受けていたにもかかわらず、達成状況に応じた経費補正をしていなかったため、変更後の設計額（75,482,000円）が803,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（67,164,900円）が713,900円過小であった。〔特記前出〕 ３　財産管理事務において、東日本旅客鉄道株式会社に対する河川法の規定による土地の占用許可７件について、使用料の算定を誤ったことにより、６件、1,885,680円を過大に徴収しており、１件、325,920円が徴収不足であった。その結果、還付加算金が計38,800円発生していた。〔特記前出〕
藤沢土木事務所［既報告］	令和８年２月６日（令和７年12月３日から同月５日まで職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、令和６年度交通安全施設等整備工事県単（その１）の変更設計額の積算に当たり、道路照明灯の建て替えに伴い製作した多目的照明柱の費用について、共通仮設費及び現場管理費は積算対象外であるにもかかわらず、これを含めていたため、変更後の設計額（112,442,000円）が2,728,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（101,197,800円）が2,455,200円過大であった。〔特記前出〕
厚木土木事務所	令和８年１月30日（令和７年12月１日から同月３日まで職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、砂防指定地の占用許可の変更に当たり、神奈川県砂防指定地の管理に関する条例に定める還付基準に該当しないにもかかわらず、占用料117円を還付していた。
厚木土木事務所東部センター	令和８年１月30日及び同年７月16日（令和７年12月10	（要改善事項） 「ＥＴＣマイレージサービスの登録に関する件」（前記３⑴ア参照）

	日から同月12日まで職員調査）	
厚木土木事務所津久井治水センター	令和８年１月30日及び同年７月16日（令和７年12月15日及び同月16日職員調査）	（不適切事項） １　財産管理事務において、第一種電話柱設置のための都市公園の占用許可１件について、誤って第二種電柱として許可していた。その結果、平成30年度から令和７年度までの使用料計9,620円を過大に徴収していた。〔特記前出〕 ２　指定管理者事務において、神奈川県立相模原公園の指定管理に当たり、県が無償貸与している管理物品のうち消耗品１点について、相模原公園の管理に関する年度協定書に記載していなかった。 （要改善事項） 「ＥＴＣマイレージサービスの登録に関する件」（前記３⑴ア参照）
県西土木事務所［既報告］	令和８年１月29日（令和７年12月16日から同月18日まで職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、トラックタイヤ履き替え代１件、49,500円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。
県西土木事務所小田原土木センター［既報告］	令和８年１月29日（令和７年12月19日、同月22日及び同月23日職員調査）	（不適切事項） １　契約事務において、令和７年度道路災害防除工事県単（その３）樹木管理業務委託（契約額75,792,200円、契約期間：令和７年４月１日から同年10月31日まで）の締結に当たり、契約日が同年４月２日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。〔特記前出〕 ２　工事事務において、令和６年度災害復旧工事公共災害復旧工事県単河川改修工事県単合併ほか１件の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建

		設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（計134,970,000円）が165,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（計133,053,800円）が161,700円過小であった。〔特記前出〕
横浜川崎治水事務所	令和８年２月16日及び同年６月15日（令和８年２月10日及び同月12日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和７年５月分の川和遊水地回線使用料ほか１件（支払額計224,026円）の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、同月分の雨量水位計等回線使用料ほか１件（支払額計242,506円）を支払期限より後に支払っていた。 （要改善事項） 「口座振替案内書の通知方法に関する件」（前記３⑴イ参照）
横浜川崎治水事務所川崎治水センター	令和８年２月16日及び同年６月15日（令和８年２月13日及び同月16日職員調査）	（不適切事項） 指定管理者事務において、東高根森林公園の管理に関する基本協定書（指定管理料限度額246,000,000円、指定期間：令和４年４月１日から令和９年３月31日まで）の規定に基づき、利用者満足度調査として年２回実施する詳細アンケートについて、上半期の詳細アンケートを指定管理者が令和７年11月に実施していることから、調査終了後30日以内に報告書を県に提出する必要があるにもかかわらず、報告書を提出させておらず、その結果、報告書を受けて行う利用者満足度調査モニタリングを実施していなかった。
流域下水道整備事務所	令和８年２月４日及び同年５月８日（令和８年２月３	（不適切事項） 事務事業の執行において、四之宮水再生センターに設置していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である蛍光灯安定器１台

	日及び同月４日職員調査)	について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかった。また、同法施行令に定められている期間内に処分の委託を行っていなかった。〔特記前出〕
住宅営繕事務所	令和８年８月20日（令和８年５月27日から同月29日まで職員調査)	（不適切事項） １　契約事務において、公有財産の売買契約（契約額1,972,637円）の締結に当たり、契約日を令和７年４月４日とすべきところ、同年３月11日としていた。 ２　工事事務において、県営伊勢原峰岸団地公営住宅解体除却工事（２期）の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用するなどしていたため、変更後の設計額（124,597,000円）が253,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（113,280,200円）が229,900円過小であった。〔特記前出〕 (要改善事項) 「ＥＴＣマイレージサービスの登録に関する件」（前記３⑴ア参照)

コ　会計局（２か所、２件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
会計課	令和８年７月23日（令和８年６月１日職員調査)	（不適切事項） 収入事務において、令和６年度防災・安全交付金１件、132,552,000 円（令和５年度からの明許繰越分）について、県土整備局道路部道路管理課と会計局会計課で国費に係る請求書等の受渡しを行う中で、書類を紛失したことにより、令和６年度中の収入ができず、令和７年度の収入となり、収入

		まで１年近い期間を要していた。〔特記前出〕
指導課	令和８年７月23日及び同年９月18日（令和８年６月２日職員調査）	（要改善事項） 「ＥＴＣマイレージサービスの登録（周知）に関する件」（前記３⑵ア参照）

サ　企業庁（15か所、29件）

⑺　本庁機関（４か所、５件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和８年７月17日（令和８年５月14日職員調査）	（要改善事項） 「ＥＴＣマイレージサービスの登録に関する件」（前記３⑴ア参照）
財務部財産管理課	令和８年７月17日（令和８年５月18日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、寒川町に対する令和７年度の普通資産（寒川町学校給食センター用地、4,447.32㎡）の有償貸付け（貸付料2,949,499円）に当たり、町が所有する建物の底地について、消費税の課税取引に該当するものと誤認し、神奈川県公営企業固定資産管理規程の規定に反し、消費税及び地方消費税相当額を貸付料に含めていた。これにより、貸付料１件、169,515円を過大に徴収していた。〔特記前出〕
水道部水道施設課	令和８年７月17日（令和８年５月22日及び同月25日職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、次のとおり誤りがあった。 １　送水管基幹管路更新工事の設計額の積算に当たり、地下水調査費の土質ボーリング及び調査孔閉塞について、当初設計に引き続き、変更設計においても委託業務を工事の中に含めて発注する場合の諸経費、間接工事費及び一般管理費等の計上を誤るなどしていたものが２件あった。その結果、企水第417号茅ヶ崎送水管

		基幹管路更新工事（第２工区）（推進）においては、変更後の設計額（181,038,000円）が22,000円過大であり、企水第418号浄明寺送水管基幹管路更新工事（第２工区）においては、変更後の設計額（347,798,000円）が11,000円過小であった。 ２　企水第504号中荻野送水管基幹管路更新工事（第16工区）（ゼロ県債）公共ほか１件の変更設計額の積算に当たり、令和７年４月１日以降に建設発生土を株式会社建設資源広域利用センターへ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、受入単価と合わせて基本料金を計上すべきところ、これを計上していなかったため、変更後の設計額（計321,167,000円）が22,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（計295,244,400円）が20,900円過小であった。
水道部浄水課	令和８年７月17日（令和８年５月15日職員調査）	（不適切事項） 会計事務処理において、活性炭談合に関する損害賠償請求事件における和解金３件、507,144円について、令和７年度の営業外収益（雑収益）として計上すべきところ、その他流動負債（預り金）としていた。

(ｲ)　**出先機関（11か所、24件）**

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
相模原水道営業所 ［既報告］	令和８年３月12日（令和８年１月７日及び同月８日職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、企相第１号相模原市中央区淵野辺４丁目４番付近配水管改良工事（概数設計）（ゼロ県債）公共の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発

		注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（100,595,000円）が143,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（92,062,300円）が130,900円過小であった。〔特記前出〕
相模原南水道営業所	令和８年６月９日（令和８年３月９日及び同月10日職員調査）	（不適切事項） １　工事事務において、企相南第30号相模原市南区古淵３丁目21番付近配水管改良工事（概数設計）の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（79,222,000円）が99,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（72,020,300円）が89,100円過小であった。 ２　財産管理事務において、企業庁用地の第三種電柱３本及び共架電線８本に係る行政資産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から最長で50年以上経過した令和７年７月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額718,065円のうち489,675円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
津久井水道営業所［既報告］	令和８年４月６日（令和８年１月29日職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、企津第22号相模原市緑区千木良1240番地付近配水管改良工事（概数設計）ほか２件の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（計100,309,000円）が143,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（計

		92,237,200円）が132,000円過小であった。〔特記前出〕
鎌倉水道営業所	令和８年７月15日（令和８年３月２日職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、次のとおり誤りがあった。 １　企鎌第42号鎌倉市台２丁目16番付近配水管改良工事（概数設計）の変更設計額の積算に当たり、官民境界点の復元測量等の費用について、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に係る率計算は積算対象外であるにもかかわらず、これを含めるなどしていたため、変更後の設計額（69,179,000円）が583,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（63,600,900円）が535,700円過大であった。〔特記前出〕 ２　企鎌第５号鎌倉市梶原３丁目11番付近配水管改良工事（概数設計）（ゼロ県債）ほか５件の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用するなどしていたため、変更後の設計額（計345,257,000円）が660,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（計319,067,100円）が602,800円過小であった。〔特記前出〕
藤沢水道営業所	令和８年９月14日（令和８年４月24日及び同月27日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、道路占用許可に係る道路損傷負担金１件、171,171円について、納入通知書に定める期限までに支払を行っていなかった。 ２　工事事務において、企藤第102号藤沢市湘南台２丁目７番付近配水管改良工事（概数設計）（ゼロ県債）ほか１件の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料につい

		て、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（計136,356,000円）が319,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（計133,591,700円）が312,400円過小であった。〔特記前出〕 3　財産管理事務において、行政資産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和７年度の共架電線に係る使用料15件、43,000円が徴収不足であった。〔特記前出〕
茅ケ崎水道営業所	令和８年５月１日（令和８年２月27日職員調査）	（不適切事項） 1　契約事務において、一般廃棄物等収集運搬処理業務委託契約（単価契約、概算総価額350,000円）の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により義務付けられている最終処分の場所等に関する事項を記載していなかった。 2　工事事務において、次のとおり誤りがあった。 ⑴　企茅第２号茅ヶ崎市南湖６丁目５番付近配水管改良工事（ゼロ県債）の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（19,338,000円）が11,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（19,179,600円）が11,000円過小であった。 ⑵　企茅第27号茅ヶ崎市松尾４番付近配水管改良工事（概数設計）の変更設計額の積算に当たり、変更で追加した基準点の保全測量等の費用について、現

		場管理費及び一般管理費等は積算対象外であるにもかかわらず、これを含めていたため、変更後の設計額（124,916,000円）が572,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（126,327,300円）が561,000円過大であった。〔特記前出〕 ３　事務事業の執行において、一般廃棄物等収集運搬処理業務委託契約（単価契約、支払額319,785円）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物管理票の交付等状況の報告を行っていなかった。
平塚水道営業所	令和８年８月31日（令和８年４月15日及び同月16日職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、企平第４号平塚市四之宮１丁目７番付近配水管改良工事（概数設計）（ゼロ県債）の変更設計額の積算に当たり、建設発生土処分料について、工事設計積算システムにおける変更前の単価に係る数量をゼロとした上で、変更後の単価に変更後の数量を乗じて算出すべきところ、誤ってこの金額に、変更前単価の数量をゼロにしないまま、変更前の単価に変更後の数量を乗じた金額を加えていたため、変更後の設計額（133,837,000円）が627,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（129,988,100円）が609,400円過大であった。〔特記前出〕
厚木水道営業所	令和８年６月４日（令和８年２月24日及び同月25日職員調査）	（不適切事項） １　収入事務において、行政資産の使用許可に係る使用料26件、107,966円について、調定を行っていなかった。 ２　工事事務において、企厚第102号伊勢原市鈴川46番地付近配水管布設工事（ゼロ県債）ほか５件の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度

		の単価を適用するなどしていたため、変更後の設計額（計343,926,000円）が429,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（計326,463,500円）が397,100円過小であった。〔特記前出〕
大和水道営業所［既報告］	令和８年３月27日（令和８年１月26日職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、企大第20号大和市西鶴間２丁目10番付近配水管改良工事（概数設計）の変更設計額の積算に当たり、道路の舗装工事に伴い一時的に撤去した基準点復元測量等の費用について、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に係る率計算は積算対象外であるにもかかわらず、これを含めていたため、変更後の設計額（96,195,000円）が671,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（87,457,700円）が610,500円過大であった。〔特記前出〕
寒川浄水場	令和８年５月15日及び同年９月30日（令和８年５月14日及び同月15日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、令和７年６月分のプロパンガスの使用料４件、15,310円について、支払期限までに支払を行っていなかった。 ２　契約事務において、次のとおり誤りがあった。 ⑴　プロパンガスの使用料ほか２件（単価契約、支払額計355,461円）について、地方公営企業法施行令第21条の13第１項の規定を適用して随意契約する場合の物品購入契約等に係る事務手続要領に基づき、指示書を作成し送付すべきところ、これを作成していなかった。 ⑵　令和７年度６月～９月分超高塩基度ポリ塩化アルミニウムの購入（単価契約、概算総価額57,200,000円）について、一般競争入札により落札者の決定を行った場合に神奈川県公営企業の物

		品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程により必要とされる契約の相手方に係る公示を同規程に定める期日までに行っていなかった。〔特記前出〕 3　工事事務において、企寒第140号七沢加圧ポンプ所新築工事の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（79,992,000円）が55,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（79,163,700円）が53,900円過小であった。 4　事務事業の執行において、寒川浄水場本館等に設置していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である蛍光灯用安定器等５台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかった。また、同法施行令に定められている期間内に処分の委託が行われていなかった。〔特記前出〕
酒匂川水系ダム管理事務所	令和８年７月３日（令和８年４月20日及び同月21日職員調査）	（不適切事項） 1　契約事務において、発電所より生じた廃液（ドラム缶１本）の処理（契約額38,500円）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定められている書面による委託契約の締結を行っていなかった。 2　工事事務において、酒系第103号三保ダム流芥処理施設更新工事の変更設計額の積算に当たり、当初設計の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って

		当初設計時点の単価を適用していたため、変更後の設計額（127,138,000円）が297,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（115,694,700円）が270,600円過小であった。〔特記前出〕

シ　教育委員会（49か所、64件）

(7)　本庁機関（４か所、６件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
指導部高校教育課	令和８年８月13日（令和８年６月８日職員調査）	（不適切事項） １　契約事務において、令和７年度県立高等学校朝食等提供事業の委託契約（単価契約、支払額4,375,800円）に係る第３四半期分及び第４四半期分（支払額計3,225,600円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 ２　工事事務において、横須賀工業高校建設科実習棟渡り廊下他新築工事の変更設計額の積算に当たり、当初設計の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って当初設計時点の単価を適用していたため、変更後の設計額（89,793,000円）が33,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（86,353,300円）が31,900円過小であった。
支援部子ども教育支援課	令和８年８月13日（令和８年６月11日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和７年度神奈川県教科用図書選定審議会の第１回委員報酬４名分、76,000円及び第２回委員報酬５名分、95,000円について、附属機関の委員その他の構成員の報酬等に関する条例に基づき第１回は令和７年５月16日、第２回は同年８月15日に支給すべきところ、第１回については同年５月23日、第２回は同年８月

		22日に支給していた。
支援部学校支援課	令和８年８月13日（令和８年６月11日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、令和７年度神奈川県いじめ防止対策調査会の委員報酬11名分、3,420,000円について、附属機関の委員その他の構成員の報酬等に関する条例に定める期日に支給すべきところ、令和７年４月から令和８年３月までのいずれの月においても期日に支給していなかった。〔特記前出〕 ２　庶務事務において、令和７年度神奈川県いじめ防止対策調査会の委員報酬の支払に当たり、所得税及び復興所得税について給与所得の源泉徴収税額表の月額表を適用すべきところ、令和７年４月から令和８年３月までの源泉徴収額11名分、877,620円について、いずれの月においても誤って日額表を適用したことにより、686,149円を過大に徴収していた。〔特記前出〕
生涯学習部文化遺産課	令和８年８月13日（令和８年６月15日職員調査）	（要改善事項） 「ＥＴＣマイレージサービスの登録に関する件」（前記３⑴ア参照）

⑷　**出先機関（45か所、58件）**

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
サポートオフィス	令和８年９月９日（令和８年５月26日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、購入により取得した折りたたみ式リヤカー（価格101,200円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。
県央教育事務所［既報告］	令和８年４月６日（令和８年２月６日職	（不適切事項） 庶務事務において、スクールソーシャルワーカーに係る通勤手当相当分２名分、

	員調査）	1,046円について、県立学校等第１号会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する取扱い要綱に基づき令和７年８月15日に支給すべきところ、同月19日に支給していた。
県立図書館	令和８年８月３日（令和８年４月10日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、令和４年度から令和６年度までにおける教育財産の目的外使用許可に係る過誤納償還金１件、1,877円について、誤徴収を把握した日から11月を超えて還付していた。 ２　財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例に反し、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより、令和７年度の使用料１件、19,838円を過大に徴収していた。
川崎図書館	令和８年６月23日（令和８年４月８日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、川崎図書館相模原書庫資料ＩＣタグ貼付等業務委託契約（契約額11,808,060円）について、ＩＣタグ貼付作業数量が概算に基づく契約であるにもかかわらず、契約で精算を行う旨の条項を設けずに作業実数よりも多い概算数に基づく契約金額を支払ったため、支払額が111,826円過大であった。〔特記前出〕
総合教育センター［既報告］	令和８年４月24日（令和８年３月３日及び同月４日職員調査）	（不適切事項） １　契約事務において、教師用指導書の購入契約（契約額582,560円）の締結に当たり、見積合せの実施において、同価格の見積書が提出されたことに伴い行ったくじ引きの判定結果が誤っていた。 ２　事務事業の執行において、旧善行庁舎に保管していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である蛍光灯安定器22台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を長期にわたり行ってい

		なかった。また、同法施行令に定められている期間内に処分の委託を行っていなかった。〔特記前出〕
歴史博物館	令和８年９月10日（令和８年１月22日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、令和６年度歴史博物館事業に係る資料借用謝金１件、50,000円について、履行確認後速やかに支払うべきところ、著しく遅延した令和７年８月に支払っていた。 ２　庶務事務において、現金支給の対象となった臨時的任用職員の令和６年２月分の給与１名分、216,442円について、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例に基づき令和６年２月16日に支給すべきところ、令和７年６月23日に支給していた。〔特記前出〕
鶴見高等学校［既報告］	令和８年４月23日（令和８年１月13日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和７年度予算で執行する神奈川県立鶴見高等学校機械警備業務委託契約（契約総額1,815,000円、契約期間：令和７年４月１日から令和12年３月31日まで）について、会計局長通知に反し、令和６年度である令和７年３月12日に契約を締結していた。
横浜平沼高等学校	令和８年７月６日（令和８年４月21日職員調査）	（不適切事項） １　物品管理事務において、購入により取得した移動型ワゴン（価格117,443円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。 ２　歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税１件、5,980円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
光陵高等学校［既報告］	令和８年４月21日（令和８年１月８日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、電話設備賃貸借契約（再リース）（契約額14,520円）に係る令和７年５月分の支払額1,210円につい

		て、契約に定める期限までに支払を行っていなかった。また、図書室図書購入代１件、170,992円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 ２　財産管理事務において、シュレッダー（価格399,000円）について、不用決定を行わないまま処分していた。〔特記前出〕
商工高等学校	令和８年７月８日（令和８年４月21日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、購入により取得したソファベッド２点（価格計213,620円）について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。
二俣川高等学校	令和８年８月25日（令和８年４月27日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、令和７年度福祉科教員研修会講師謝礼金に係る所得税及び復興特別所得税１件、3,573円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
横浜氷取沢高等学校［既報告］	令和８年１月16日（令和７年12月３日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、ニュージーランド国際交流語学研修に伴う現地費用２件、6,440円について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。
新羽高等学校	令和８年７月21日（令和８年４月17日職員調査）	（不適切事項） １　物品管理事務において、人体解剖模型（価格216,000円）について、不用決定を行わないまま処分していた。 ２　事務事業の執行において、産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約（単価契約、支払額499,400円）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物管理票の交付等状況の報告を行っていなかった。

舞岡高等学校	令和８年８月19日（令和８年４月28日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、卒業証明書交付手数料として領収した現金１件、400円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付を行っていなかった。
横浜桜陽高等学校	令和８年７月21日（令和８年４月28日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税１件、4,598円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
上矢部高等学校	令和８年７月10日（令和８年４月27日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、購入により取得した３階用垂直式救助袋（価格390,500円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。
横浜栄高等学校	令和８年８月12日（令和８年４月28日職員調査）	（不適切事項） １　契約事務において、体育館放送室及び職員室、会議室放送設備の買入れ、取付け、調整及び廃材の処分契約（契約額2,490,400円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 ２　物品管理事務において、購入により取得したシュレッダー（価格459,800円）について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る必要な手続を行っていなかった。
生田東高等学校	令和８年８月27日（令和８年５月12日職員調査）	（不適切事項） １　予算の執行において、冷蔵庫１点の廃棄処分に係る収集運搬・リサイクル代7,230円の支払に当たり、公費により支出すべきところ、私費会計から支出していた。 ２　物品管理事務において、冷蔵庫（価格176,400円）について、不用決定を行わな

		いまま処分していた。
菅高等学校	令和８年７月13日（令和８年５月12日職員調査）	（不適切事項） 事務事業の執行において、産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約（単価契約、支払額411,510円）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物管理票の交付等状況の報告を行っていなかった。
相模原高等学校	令和８年５月12日（令和８年１月14日職員調査）	（不適切事項） １　契約事務において、令和７年４月１日を契約期間の始期とする神奈川県立相模原高等学校環境整備業務委託契約（契約総額29,870,949円、契約期間：令和７年４月１日から令和10年３月31日まで）について、会計局長通知に反し、令和６年度である令和７年３月28日に契約を締結していた。〔特記前出〕 ２　物品管理事務において、テレビ（価格350,200円）について、不用決定を行わないまま処分していた。〔特記前出〕
相模原弥栄高等学校	令和８年８月19日（令和８年５月25日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼等に係る所得税及び復興特別所得税１件、21,104円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
相模田名高等学校	令和８年９月７日（令和８年５月25日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約（単価契約、支払額176,000円、契約期間：令和８年３月６日から同月31日まで）について、契約期間の開始日までに契約を締結していなかった。
海洋科学高等学校	令和８年９月７日（令和８年１月７日職員調査）	（不適切事項） １　契約事務において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託契約（契約額3,295,600円）について、平成20年３月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が200万円を超える随

		意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。 ２　物品管理事務において、購入により取得したノートパソコン及びデジタルカメラ（価格計420,970円）について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。 ３　事務事業の執行において、旧実習棟等に設置していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である蛍光灯安定器30台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を行っていなかった。また、同法施行令に定められている期間内に処分の委託を行っていなかった。〔特記前出〕
追浜高等学校	令和８年８月31日（令和８年４月14日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、神奈川県立追浜高等学校ガス空調設備保守管理業務の委託契約（契約額4,017,684円）について、会計局指導課長通知に反し、契約書に再委託に係る条項を設定していなかった。その結果、同通知に定める再委託に係る承認手続がないまま、再委託等がされていた。
津久井浜高等学校	令和８年７月14日（令和８年４月14日職員調査）	（不適切事項） 事務事業の執行において、産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約ほか４件（単価契約、支払額計1,309,212円）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物管理票の交付等状況の報告を行っていなかった。
高浜高等学校	令和８年８月３日（令和８年５月20日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、授業料の収入未済２件、75,000円について、令和４年度及び令和５年度に時効により債権が消滅していたため速やかに不納欠損処分をすべきところ、著しく遅延していた。〔特記前出〕

鎌倉高等学校	令和８年８月25日（令和８年５月14日職員調査）	（不適切事項） 事務事業の執行において、Ａ棟３階美術準備室に設置していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である蛍光灯安定器３台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかった。また、同法施行令に定められている期間内に処分の委託を行っていなかった。〔特記前出〕
七里ガ浜高等学校	令和８年８月24日（令和８年５月14日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、埋設管20mに係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から20年以上経過した令和７年９月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額83,266円のうち47,000円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
藤沢工科高等学校	令和８年７月３日（令和８年４月13日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、購入により取得したルームエアコン２点（価格計275,000円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。
藤沢清流高等学校	令和８年８月19日（令和８年４月15日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、証明書交付手数料として領収した現金３件、3,300円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付を行っていなかった。
鶴嶺高等学校	令和８年８月18日（令和８年５月11日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、神奈川県立鶴嶺高等学校バスケットゴール購入契約（契約額10,747,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。〔特記前出〕

厚木清南高等学校	令和８年９月１日（令和８年５月19日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、学習支援員等謝礼等に係る所得税及び復興特別所得税１件、9,675円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
厚木西高等学校	令和８年６月17日（令和８年４月15日職員調査）	（不適切事項） 事務事業の執行において、心電図検診委託契約（単価契約、支払額461,538円）について、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の対象となることから、受注者に引き渡した個人情報の返還など、個人情報保護のための措置を、契約書等で義務付ける必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。
座間総合高等学校	令和８年８月31日（令和８年５月21日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和７年度エレベーター保守点検業務委託契約（契約額498,960円）について、契約に定める建築基準法に基づく定期検査の作業報告書を提出させていなかった。
足柄高等学校	令和８年８月31日（令和８年５月22日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、一文字幕の購入代１件、438,900円について、会計局長通知に基づき、発注書を作成すべきところ、これを作成していなかった。
綾瀬高等学校［既報告］	令和８年３月31日（令和７年12月12日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、ラインパウダーの購入代ほか２件（支払額計159,500円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 ２　契約事務において、校内危険木伐採・剪定契約（契約額1,617,000円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。また、同規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合

		に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。
山北高等学校	令和８年９月10日（令和８年５月22日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、購入により取得した収納庫８台（価格計2,812,392円）について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。〔特記前出〕
綾瀬西高等学校［既報告］	令和８年１月22日（令和７年12月５日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、電話設備の賃貸借契約（契約額10,596円）について、契約の締結は令和７年４月30日に行っていたにもかかわらず、契約日を同月１日に遡っていた。
平塚盲学校	令和８年９月10日（令和８年１月14日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、産業廃棄物処分委託契約（単価契約、概算総価額179,300円）の締結に当たり、神奈川県財務規則に定める見積書を徴することを省略できる要件に該当しないため、当該契約の受託者となる者から見積書を徴すべきところ、収集運搬委託契約の受託者となる者から処分委託業務を含めた見積書を徴して契約を締結していた。
保土ケ谷支援学校	令和８年９月11日（令和８年４月21日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和７年11月分のモバイルルーター通信料6,564円について、支払期限までに支払を行っていなかった。
三ツ境支援学校	令和８年９月14日（令和８年５月21日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、購入により取得した緊急地震速報発報端末（価格110,000円）について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。
中原支援学校	令和８年８月19日（令和８年５月11日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和７年５月分のガス代２件、109,869円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、

		遅延利息２件、547円を支払っていた。
麻生支援学校	令和８年８月19日（令和８年５月12日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和７年度全国特別支援学校肢体不自由教育教頭会年会費１件、4,500円について、支払依頼文書に定められている期限までに支払を行っていなかった。また、令和７年４月分のガス料金14,072円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息７円を支払っていた。
相模原支援学校	令和８年８月24日（令和８年５月19日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、分教室実習用消耗品購入代１件、49,726円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。
鎌倉支援学校	令和８年９月９日（令和８年３月19日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、令和７年４月分のモバイルルーター通信料8,910円について、利用規約に定められている支払期限までに支払を行っていなかった。 ２　物品管理事務において、冷蔵庫（価格110,000円）について、令和４年度に不用決定を行わないまま処分し、その後も、備品台帳を訂正していなかったため、令和７年度においても備品台帳に登載されたままとなっていた。〔特記前出〕

ス　公安委員会（警察本部）（７か所、12件）

(ｱ)　本庁機関（４か所、８件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務部会計課	令和８年８月７日（令和８年６月23日職員調査）	（要改善事項） 「ＥＴＣマイレージサービスの登録に関する件」（前記３(1)ア参照）
総務部施設課	令和８年８月７日（令和８	（不適切事項） 工事事務において、第一交通機動隊耐震

	年６月９日及び同月11日職員調査）	補強工事の設計額の積算に当たり、交通誘導警備員の設計労務単価について、当初設計に引き続き、変更設計においても建築工事の単価を適用すべきところ、誤って公共工事の単価を適用するなどしていたため、変更後の設計額（118,987,000円）が594,000円過小であった。
総務部情報管理課	令和８年８月７日（令和８年６月９日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、プログラム保守、移行及び改修業務（警察相談、装備資機材）委託契約（契約額16,302,000円、契約期間：令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）について、契約期間の開始日が令和７年４月１日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年５月１日に締結していた。〔特記前出〕
交通部運転免許本部運転免許課	令和８年８月７日（令和８年６月16日職員調査）	（不適切事項） １　物品管理事務において、賃貸借等により調達した音声応答システム一式（契約額482,405円）について、令和８年３月31日まで借用期間が継続しているにもかかわらず、令和７年９月２日にリース会社へ返却したものとして借用物品台帳に記載していた。〔特記前出〕 ２　事務事業の執行において、次のとおり誤りがあった。 ⑴　試験等車両管理業務委託及び自動車運転練習事務等業務委託契約（契約総額459,147,381円、契約期間：令和７年４月１日から令和10年３月31日まで）について、改正前地方自治法施行令に基づく私人への委託に係る告示及び公表をしていなかった。〔特記前出〕 ⑵　神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業特定事業契約（契約総額

		19,652,483,318円、契約期間：平成27年７月13日から令和20年３月31日まで）における駐車場使用料の徴収委託について、改正前地方自治法施行令に基づく私人への委託に係る公表をしていなかった。〔特記前出〕 ⑶　運転免許センターキャッシュレス収納業務委託契約（契約総額324,069,526円、契約期間：令和７年６月20日から令和12年７月31日まで）について、地方自治法に基づく指定納付受託者に係る告示をしていなかった。〔特記前出〕 ⑷　運転免許関係手数料等の収納等業務委託契約（契約総額92,400,000円、契約期間：令和７年８月１日から令和９年３月31日まで）及び運転免許取得時講習、仮運転免許試験事務等及び車両の運転者に対する講習業務委託契約32件（単価契約、支払額計58,010,030円）について、地方自治法に基づく指定公金事務取扱者に係る告示をしていなかった。〔特記前出〕

⑷　**出先機関（３か所、４件）**

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
宮前警察署	令和８年９月９日（令和７年12月22日職員調査）	（不適切事項） １　収入事務において、建物等の撤去に伴う行政財産使用許可の変更による徴収済み使用料（１件、348,503円）の一部還付に当たり、変更後の使用料を116,862円とすべきところ、撤去した建物等に係る使用許可日数等を誤り、59,784円と算定したため、還付額が57,078円過大であった。〔特記前出〕 ２　財産管理事務において、建物等の撤去

		に伴う行政財産の使用許可の変更に当たり、使用許可期間及び使用料の変更許可を行うべきところ、これを行わないまま使用料を還付していた。
麻生警察署	令和８年６月26日（令和８年４月24日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和７年12月分の表示灯電気代2,957円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息８円を支払っていた。
逗子警察署［既報告］	令和８年３月３日（令和７年12月17日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和７年度桜山駐在所用地賃貸借契約（契約額656,832円、契約期間：令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）について、契約期間の開始日が令和７年４月１日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年５月14日に締結していた。

⑵　不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所

ア　政策局（12 か所）

(ｱ)　本庁機関（８か所）

政策部総合政策課、政策部土地水資源対策課、政策部情報公開広聴課、政策部ＮＰＯ協働推進課、政策部政策法務課、自治振興部市町村課、自治振興部広域連携課、基地対策部基地対策課

(ｲ)　出先機関（２か所）

東京事務所、かながわ県民活動サポートセンター

［以下既報告］（２か所）

統計センター、公文書館

イ　総務局（18 か所）

(ｱ)　本庁機関（３か所）

デジタル戦略本部室、組織人材部行政管理課、組織人材部職員厚生課

(ｲ)　出先機関（11 か所）

緑県税事務所、戸塚県税事務所、川崎県税事務所、高津県税事務所、相模原県税事務所、横須賀県税事務所、藤沢県税事務所、小田原県税事務所、自動車税管理事務所、給与事務センター、かながわチャレンジオフィス

［以下既報告］（４か所）

横浜県税事務所、神奈川県税事務所、平塚県税事務所、厚木県税事務所

ウ　くらし安全防災局（４か所）

(ｱ)　本庁機関（１か所）

くらし安全部くらし安全交通課

(ｲ)　出先機関（０か所）

［以下既報告］（３か所）

温泉地学研究所、総合防災センター、消防学校

エ　文化スポーツ観光局（３か所）

本庁機関（３か所）

国際課、文化課、スポーツ課

オ　環境農政局（22 か所）

(ｱ)　本庁機関（11 か所）

総務室、ＧＲＥＥＮ×ＥＸＰＯ推進本部室、環境部環境課、環境部資源循環推進課、緑政部自然環境保全課、緑政部水源環境保全課、緑政部森林再生課、農水産部農政課、農水産部農業振興課、農水産部農地課、農水産部水産課

(ｲ)　出先機関（７か所）

環境科学センター、農業技術センター、農業技術センター北相地区事務所、農

業技術センター三浦半島地区事務所、農業技術センター足柄地区事務所、水産技術センター内水面試験場、西部漁港事務所

［以下既報告］（４か所）

かながわ農業アカデミー、県央家畜保健衛生所、湘南家畜保健衛生所、水産技術センター相模湾試験場

カ　福祉子どもみらい局（11 か所）

(ｱ)　本庁機関（２か所）

共生推進本部室、子どもみらい部私学振興課

(ｲ)　出先機関（６か所）

平塚児童相談所、鎌倉三浦地域児童相談所、小田原児童相談所、厚木児童相談所、綾瀬児童相談所、さがみ緑風園

［以下既報告］（３か所）

かながわ男女共同参画センター、女性相談支援センター、中井やまゆり園（令和８年４月１日地方独立行政法人神奈川県立福祉機構へ移行）

キ　健康医療局（16 か所）

(ｱ)　本庁機関（６か所）

保健医療部医療整備・人材課、保健医療部医療保険課、保健医療部健康危機・感染症対策課、保健医療部県立病院課、生活衛生部生活衛生課、生活衛生部薬務課

(ｲ)　出先機関（４か所）

衛生研究所、よこはま看護専門学校、平塚看護大学校、食肉衛生検査所

［以下既報告］（６か所）

平塚保健福祉事務所茅ケ崎支所、鎌倉保健福祉事務所、鎌倉保健福祉事務所三崎センター、小田原保健福祉事務所足柄上センター、厚木保健福祉事務所、衛生看護専門学校

ク　産業労働局（18 か所）

(ｱ)　本庁機関（８か所）

総務室、産業部産業振興課、産業部企業誘致・国際ビジネス課、中小企業部中小企業支援課、中小企業部商業流通課、中小企業部金融課、労働部雇用労政課、労働部産業人材課

(ｲ)　出先機関（１か所）

障害者雇用促進センター

［以下既報告］（９か所）

計量検定所、かながわ労働センター、かながわ労働センター川崎支所、かながわ労働センター県央支所、かながわ労働センター湘南支所、産業技術短期大学校、東部総合職業技術校、東部総合職業技術校二俣川支所、神奈川障害者職業能力開発校

ケ　県土整備局（20 か所）

(ｱ)　本庁機関（17 か所）

総務室、事業管理部建設業課、事業管理部用地課、都市部都市計画課、都市部技術管理課、都市部環境共生都市課、都市部交通政策課、都市部都市整備課、都市部都市公園課、道路部道路企画課、道路部道路整備課、河川下水道部河港課、建築住宅部住宅計画課、建築住宅部公共住宅課、建築住宅部建築指導課、建築住宅部建築安全課、建築住宅部営繕計画課

(ｲ)　出先機関（１か所）

三保ダム管理事務所

［以下既報告］（２か所）

リニア中央新幹線推進事務所、城山ダム管理事務所

コ　企業庁（13 か所）

(ｱ)　本庁機関（７か所）

財務部財務課、財務部会計課、財務部情報管理課、水道部経営課、水道部計画課、利水電気部利水課、利水電気部発電課

(ｲ)　出先機関（４か所）

海老名水道営業所、水道水質センター、相模川発電管理事務所、発電総合制御所

［以下既報告］（２か所）

谷ケ原浄水場、相模川水系ダム管理事務所

サ　議会局（４か所）

総務課、経理課、議事課、政策調査課

シ　教育委員会（144 か所）

(ｱ)　本庁機関（11 か所）

総務室、行政部行政課、行政部財務課、行政部教育施設課、行政部教職員企画課、行政部教職員人事課、行政部厚生課、インクルーシブ教育推進課、指導部保健体育課、支援部特別支援教育課、生涯学習部生涯学習課

(ｲ)　出先機関（115 か所）

学校事務センター、鶴見総合高等学校、神奈川工業高等学校、神奈川総合高等学校、横浜翠嵐高等学校、城郷高等学校、横浜緑ケ丘高等学校、横浜立野高等学校、横浜清陵高等学校、横浜国際高等学校、横浜南陵高等学校、横浜明朋高等学校、永谷高等学校、保土ケ谷高等学校、希望ケ丘高等学校、旭高等学校、横浜旭陵高等学校、磯子工業高等学校、金沢総合高等学校、釜利谷高等学校、港北高等学校、岸根高等学校、霧が丘高等学校、白山高等学校、市ケ尾高等学校、元石川

高等学校、川和高等学校、荏田高等学校、新栄高等学校、柏陽高等学校、金井高等学校、松陽高等学校、横浜緑園高等学校、横浜修悠館高等学校、横浜瀬谷高等学校、川崎高等学校、大師高等学校、川崎工科高等学校、新城高等学校、住吉高等学校、川崎北高等学校、多摩高等学校、向の岡工業高等学校、生田高等学校、百合丘高等学校、麻生高等学校、相原高等学校、橋本高等学校、相模原城山高等学校、津久井高等学校、上溝高等学校、上溝南高等学校、神奈川総合産業高等学校、麻溝台高等学校、上鶴間高等学校、横須賀高等学校、横須賀大津高等学校、横須賀工業高等学校、平塚江南高等学校、平塚農商高等学校、平塚工科高等学校、平塚湘風高等学校、大船高等学校、深沢高等学校、湘南高等学校、藤沢西高等学校、藤沢総合高等学校、湘南台高等学校、小田原高等学校、西湘高等学校、茅ケ崎高等学校、茅ケ崎北陵高等学校、茅ケ崎西浜高等学校、逗子葉山高等学校、三浦初声高等学校、秦野高等学校、秦野総合高等学校、秦野曽屋高等学校、厚木高等学校、厚木王子高等学校、厚木北高等学校、大和高等学校、大和南高等学校、大和東高等学校、大和西高等学校、伊勢原高等学校、伊志田高等学校、中央農業高等学校、海老名高等学校、大磯高等学校、二宮高等学校、吉田島高等学校、愛川高等学校、相模原中等教育学校、平塚中等教育学校、平塚ろう学校、鶴見支援学校、横浜南支援学校、金沢支援学校、みどり支援学校、あおば支援学校、瀬谷支援学校、横浜ひなたやま支援学校、高津支援学校、津久井支援学校、相模原中央支援学校、武山支援学校、平塚支援学校、湘南支援学校、藤沢支援学校、小田原支援学校、秦野支援学校、伊勢原支援学校、えびな支援学校、座間支援学校

［以下既報告］（18 か所）

湘南三浦教育事務所、中教育事務所、県西教育事務所、金沢文庫、近代美術館、生命の星・地球博物館、田奈高等学校、麻生総合高等学校、横須賀南高等学校、小田原東高等学校、小田原城北工業高等学校、有馬高等学校、座間高等学校、相模向陽館高等学校、寒川高等学校、大井高等学校、岩戸支援学校、茅ケ崎支援学校

ス　人事委員会事務局（２か所）

総務課、給与公平課

セ　監査事務局（２か所）

総務課、監査課

ソ　労働委員会事務局（１か所）

審査調整課

タ　選挙管理委員会（１か所）

選挙管理委員会

チ　収用委員会事務局（１か所）

収用委員会事務局

ツ　神奈川海区漁業調整委員会事務局（１か所）

神奈川海区漁業調整委員会事務局

テ　内水面漁場管理委員会事務局（１か所）

神奈川県内水面漁場管理委員会事務局

ト　公安委員会（警察本部）（104 か所）

(ｱ)　本庁機関（53 か所）

総務部総務課、総務部広報県民課、総務部装備課、総務部留置管理課、警務部警務課、警務部教養課、警務部厚生課、警務部監察官室、生活安全部生活安全総務課、生活安全部人身安全対策課、生活安全部少年育成課、生活安全部少年捜査課、生活安全部生活経済課、生活安全部生活保安課、生活安全部サイバー犯罪捜査課、地域部地域総務課、地域部通信指令課、神奈川県警察自動車警ら隊、神奈川県警察鉄道警察隊、刑事部刑事総務課、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、刑事部捜査第三課、刑事部鑑識課、刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪対策総務課、刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪捜査課、刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課、刑事部組織犯罪対策本部国際捜査課、神奈川県警察機動捜査隊、神奈川県警察科学捜査研究所、交通部交通総務課、交通部交通規制課、交通部交通指導課、交通部交通捜査課、神奈川県警察第一交通機動隊、神奈川県警察第二交通機動隊、神奈川県警察高速道路交通警察隊、交通部運転免許本部運転教育課、警備部公安第一課、警備部公安第二課、警備部公安第三課、警備部外事第一課、警備部外事第二課、警備部警備課、警備部危機管理対策課、神奈川県警察第一機動隊、神奈川県警察第二機動隊、横浜市警察部、川崎市警察部、相模原市警察部、相模方面本部、神奈川県警察サイバーセキュリティ対策本部、神奈川県警察学校

(ｲ)　出先機関（37 か所）

加賀町警察署、山手警察署、磯子警察署、金沢警察署、南警察署、伊勢佐木警察署、戸部警察署、神奈川警察署、鶴見警察署、保土ケ谷警察署、旭警察署、緑警察署、青葉警察署、都筑警察署、戸塚警察署、栄警察署、泉警察署、瀬谷警察署、横浜水上警察署、川崎警察署、川崎臨港警察署、幸警察署、中原警察署、高津警察署、田浦警察署、横須賀南警察署、鎌倉警察署、大船警察署、大磯警察署、小田原警察署、松田警察署、秦野警察署、大和警察署、座間警察署、海老名警察

署、相模原警察署、相模原北警察署

［以下既報告］（14 か所）

港南警察署、港北警察署、多摩警察署、横須賀警察署、三崎警察署、葉山警察署、藤沢警察署、藤沢北警察署、茅ケ崎警察署、平塚警察署、伊勢原警察署、厚木警察署、相模原南警察署、津久井警察署